

第 6 回 札幌市都市計画審議会

(平成 13 年度第 1 回)

議 事 録

平成 13 年 4 月 26 日 (木)

ホテルニューオータニ札幌 4 階「朝日ホール」

札幌市企画調整局計画部

もくじ

1. 開 会.....	5
2. 議事録署名人の指名.....	7
3. 議 事.....	7
議案第1号 札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業の決定(J R 琴似駅北口地区)	7
.....	7
議案第2号 札幌圏都市計画高度利用地区の変更	7
議案第3号 札幌圏都市計画防火地域及び準防火地域の変更.....	7
議案第4号 札幌圏都市計画公園の変更(厚別東わかば公園, 拓北いきいき公園)	13
.....	13
議案第5号 札幌圏都市計画地区計画の決定(厚別東地区)	13
議案第6号 札幌圏都市計画地区計画の決定(手稲山口地区)	18
議案第7号 札幌圏都市計画道路の変更(札幌・江別通)	23
事前説明第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更(川北)	25
事前説明第4号 札幌圏都市計画公園の変更(川北ライラック公園)	25
事前説明第6号 札幌圏都市計画地区計画の変更(川北地区)	25
事前説明第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更(里塚緑ヶ丘北)	32
事前説明第7号 札幌圏都市計画地区計画の変更(里塚緑ヶ丘北地区)	32
事前説明第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更(新川新琴似)	38
事前説明第2号 札幌圏都市計画高度地区の変更(新川新琴似)	38
事前説明第3号 札幌圏都市計画道路の変更(鉄工団地通, 手稲左股通)	47
事前説明第4号 札幌圏都市計画公園の変更(手稲稲積公園)	47
事前説明第4号 札幌圏都市計画公園の変更(里塚緑ヶ丘公園ほか)	52
事前説明第5号 札幌圏都市計画緑地の変更(東部緑地, 丘珠空港緑地, 栄南緑地)	52
.....	52
4. その他	58
5. 閉 会.....	63
第6回札幌市都市計画審議会出席者	65

第6回（平成13年度第1回）都市計画審議会

- 1 日 時 平成13年4月26日（木）午後2時1分から午後5時36分
- 2 場 所 ホテルニューオータニ札幌4階「朝日ホール」
- 3 出席者 委 員：辻井達一会長はじめ18名（巻末参照）

札幌市：企画調整局長，企画調整局計画部長，
企画調整局総合交通対策部長，
環境局緑化推進部長，
都市局開発調整担当部長ほか

4 付議案件

市決定

- 議案第1号 札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業の決定
（JR琴似駅北口地区）
- 議案第2号 札幌圏都市計画高度利用地区の変更
- 議案第3号 札幌圏都市計画防火地域及び準防火地域の変更
- 議案第4号 札幌圏都市計画公園の変更（厚別東わかば公園，拓
北いきいき公園）
- 議案第5号 札幌圏都市計画地区計画の決定（厚別東地区）
- 議案第6号 札幌圏都市計画地区計画の決定（手稲山口地区）

北海道決定

- 議案第7号 札幌圏都市計画道路の変更（札幌・江別通）

- 事前説明第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更（川北，里塚緑
ヶ丘北，新川新琴似）
- 事前説明第2号 札幌圏都市計画高度地区の変更（新川新琴似）
- 事前説明第3号 札幌圏都市計画道路の変更（鉄工団地通，手稲
左股通）
- 事前説明第4号 札幌圏都市計画公園の変更（手稲稲積公園，里
塚緑ヶ丘公園，里塚緑ヶ丘かたらい公園，里塚
緑ヶ丘さわやか公園，里塚緑ヶ丘すこやか公園，
川北ライラック公園）

事前説明第 5 号 札幌圏都市計緑地の変更（東部緑地，丘珠空港
緑地，栄南緑地）

事前説明第 6 号 札幌圏都市計画地区計画の変更（川北地区）

事前説明第 7 号 札幌圏都市計画地区計画の変更（里塚緑ヶ丘北
地区）

1. 開 会

事務局（都市計画課長） 定刻となりました。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいま、委員24名中17名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまより第6回 - 平成13年度第1回 - 都市計画審議会を開催させていただきます。

申しおくれましたが、私は、この4月より、前任の市田から事務を引き継ぎました都市計画課長の宮浦でございます。よろしく願いいたします。

着席させていただきます。

まず初めに、同じく4月の人事異動によりまして、当審議会を所管させていただきます企画調整局長がかわりましたので、ここでごあいさつをさせていただきます。

企画調整局長 私は、この4月の異動で企画調整局長に就任いたしました角田でございます。

一言ごあいさつを申し上げさせていただきたいと思っております。

本日は、皆様には、大変お忙しい中をこのように多数お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

もう既にご承知のとおり、昨年の地方分権一括法の施行によりまして、都市計画の分野におきましても、都市計画決定事務が自治事務化をされ、私ども政令指定都市の都市計画決定権限が都道府県並みに拡充されるなど、大きな改正が行われたところであり、その適切な運用が求められているところでございます。

私どもも、急速に進む少子高齢化あるいは情報化社会の進展、あるいは住民ニーズの多様化等に適切に対応するために、これまで以上に、総合的な都市計画を通じ、新しい時代に向けて市民の皆様の期待にこたえた潤いと活力に満ちたまちづくりを全力で進めてまいりたいというふうに考えております。

どうか、委員の皆様方におかれましては、今後とも、本市のまちづくりについて一層のご指導、ご助言等を賜りますように心からお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、私からのあいさつとさせていただきます。

きょうは、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

事務局（都市計画課長） それでは次に、ご報告でございます。

前回の審議会でもご報告させていただきましたが、札幌市議会議員として本審議会委員に委嘱申し上げておりました澤木繁成委員が、ことし1月にご逝去され、当審議会に欠員が生じておりました。

そこで、澤木委員の後任の委員をお願い申し上げましたので、ここでご紹介させていただきます。

伊与部敏雄委員でございます。

伊与部委員 伊与部敏雄です。よろしくお願いいたします。

事務局（都市計画課長） ありがとうございます。

次に、関係行政機関ですが、この4月の人事異動により、北海道建設部長が相馬秋夫様から逢坂禎様に、また、北海道警察本部交通部長が菅沼篤様から中俣進様にかわられましたことから、委員の委嘱をお願いしましたことをご報告申し上げます。

なお、本日は、開発局、北海道、北海道警察におかれましては、事前に会長の了解を得まして代理出席をお願いしております。

次に、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただきました議案書の第1号から第7号まででございます。それから、事前説明の第1号から第7号まででございます。

なお、この議案書等につきましては、従来より委員の皆様事前に送付させていただいておりますが、省資源化など環境への配慮のために、極力、事前送付させていただいたものを会場にお持ちくださいますよう、今回よりお願いをさせていただきました。

ご面倒をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご都合により資料を持参できない場合もあるかと存じますが、その際は、事務局員にお声をかけていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の議事の進行につきましては、お手元に配付しております資料1と書いた会議次第に基づきまして進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、事務連絡でございますが、本日は、金子委員、小林英嗣委員、小林好宏委員、谷本委員、成田委員、西田委員は欠席である旨の連絡が入っております。また、永井委員につきましては、遅参する旨の連絡が入っております。

なお、本日の議案に関連する部局といたしまして、企画調整局計画部、同総合交通対策部、企画部、環境局緑化推進部、都市局市街地整備部、同開発事業部からそれぞれ関係職員が来ております。

それでは、辻井会長、よろしくお願いいたします。

辻井会長 第6回目、平成13年度の第1回の審議会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私は、札幌市都市計画審議会の会長を務めております北星学園大学の辻井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事録署名人の指名

辻井会長 会議に入ります前に、まず、今回の議事録署名人を指名させていただきます。福士委員と、それから原口委員にお願いをしたいと思います。よろしゅうございますか。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

議案第1号 札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業の決定(J R 琴似駅北口地区)

議案第2号 札幌圏都市計画高度利用地区の変更

議案第3号 札幌圏都市計画防火地域及び準防火地域の変更

辻井会長 審議の進め方でございますが、今回も関連する案件をまとめてご説明いただく形で進めたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、早速、本日の議案審議に入りますが、担当から議案第1号、第2号、第3号についての説明をお願いします。

企画調整局計画部計画調整担当課長 この4月に人事異動がありまして、計画部都市計画課計画調整担当課長に着任いたしました斉藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、J R 琴似駅北口地区市街地再開発事業に関連します都市計画について、一括して説明させていただきます。

お手持ちの会議次第の中にある議事の項目で申しますと、議案第1号 第一種市街地再開発事業の決定について、議案第2号の高度利用地区の変更について、議案第3号の防火地域及び準防火地域の変更についてでございます。

なお、これらは、ことしの2月7日の第5回審議会におきまして事前説明をさせていただいたものでございます。

まず、議案第1号の都市計画 J R 琴似駅北口地区第一種市街地再開発事業の位置についてご説明いたします。

スクリーンをごらんください。

当地区は、本市の都心部から北西約4 km に位置し、J R 琴似駅に隣接する地区であります。

施行区域は、八軒1条西1丁目と2丁目にまたがっており、面積は約1.2haでございます。

当地区は、ある程度の道路基盤はあるものの、歩道が未整備、あるいは幅員が狭いことや、地区におけるオープンスペースが不足していること、さらには、老朽化した家屋や倉庫などの低層建築物が密集しているなど、古くから居住環境の改善、地域の活性化など再開発の必要性が高い地区でありました。地元においては、昭和60年に期成会が結成されましてまちづくりの検討が進められてきた中、駅南口側のまちづくり事業の展開を契機として、平成8年には当地区において再開発準備組合が結成されまして、このたび当地区の事業化のめどが立ったところでございます。

事業の概要についてご説明いたします。

お手元の議案第1号の1ページをごらんください。

まず、上から順に、名称のところですが、事業手法は組合施行による第一種市街地再開発事業を予定しております。

地区の面積は約1.2haとなっております。

その下にあります公共施設の配置及び規模と建築物の整備については、スクリーンの方でご説明いたします。

まず、公共施設の配置ですが、右側のスクリーンをごらんください。

鉄工団地通を除いた周辺道路につきましては、それぞれ歩車道の拡幅整備を行い、これにより、拡幅後の歩道が図の緑色部分として整備されます。

なお、公共施設ではございませんが、図のオレンジ色の部分で示すとおり、建物のセットバックにより2mから4mの歩道状空地を一体的に整備することで、ゆとりのある安全な歩行者空間を確保いたします。

次に、建築物の整備についてですが、主要な建築物としては、地区の南側に共同住宅、商業・業務施設を配置し、北側に駐車場を確保しております。共同住宅は、31階建て、約200戸の予定です。商業・業務施設、駐車場は、2階建てで、駐車台数は約300台の予定です。これらの施設を含め、建築物全体で建築面積の合計は約6,200㎡に、延べ床面積の合計は約3万7,000㎡になります。建ぺい率は約60%で、容積率は約300%を予定しております。

なお、今回の事業にあわせまして、JR琴似駅と当地区を2階レベルで結ぶ空中歩廊を整備します。

右側のスクリーンをごらんください。

これにより、現在整備が進められております駅南口側の空中歩廊による歩行者ネットワークにも2階レベルで接続し、南北市街地がより連携されるとともに、地区の北方向への動線も確保されることとなります。

また、地区内のJR駅前側には、スクリーンの右側の写真にありますとおり、のこぎり型の屋根とレンガの壁が特徴であるレンガの館がでございます。この建物は、琴似地区が工

業地帯であった昭和初期に缶詰工場として建造されまして、周辺の工場、倉庫群とともに札幌市発展の一翼を担った産業の遺構であります。現在では、喫茶店として地域住民に親しまれ定着しており、再開発事業では地区の歴史を伝えるシンボルとしてこのレンガの館を現位置で保存することとしております。

さらに、このレンガの館を含む周辺につきましては、スクリーン右上にありますように、これを効果的に取り囲む形での広場を整備する予定としております。

なお、広場の整備としては、このレンガの館周辺のほかにも、もう1カ所、北側にオープンスペースを確保し、スクリーン右下にありますように、既存の樹木に加え植栽を施すなど、潤いあるポケットパーク的な滞留空間を整備する予定としております。

以上が、お手元の議案1ページに記載した事業の概要となっております。

今後の再開発事業等の全体スケジュールですが、都市計画決定後、再開発事業の施行認可、権利変換計画の認可等を経て、平成14年からの工事着工を目指しております。

次に、議案第2号の高度利用地区の変更についてご説明いたします。

高度利用地区については、以前にもご説明いたしましたが、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした土地利用に関する都市計画の一つでございます。

スクリーンをごらんください。

札幌市の高度利用地区は都心部など約60.5haに指定されており、琴似駅周辺につきましては、駅南口の2カ所に再開発事業とあわせて指定されております。

今回は、JR琴似駅北口地区の再開発事業が具体化したことを受け、当該区域について新たに指定するものでございます。

まず、壁面の位置の制限についてご説明いたします。

右側のスクリーンをごらんください。

図上で網かけしている部分でございますが、敷地内には、再開発事業により、歩道機能を補完する歩道状空地と、それから南北2カ所に広場状空地を整備することから、この部分を将来にわたって継続的に確保していくことを目的として、高度利用地区で建築物の壁面の位置を制限することといたします。

次に、左側のスクリーンをごらんください。

具体的な制限方法ですが、共同住宅等を建設する部分、図上では赤く塗られた部分については、建築物の壁面を道路境界より図上の赤い矢印で示す数値以上後退させることとしております。

一方、レンガの館を示す部分、図上では青く塗られた部分については、建築物の壁面を道路境界より図上の青い矢印で示す数値以上後退させることとしております。

このように、壁面の位置を制限することで、建築基準法との連携により建築物の突出を防ぐことができ、空地が確保されることとなります。

それでは、その他の内容についてご説明いたします。

議案第2号の4ページをお開きください。

変更箇所は、4ページの下段の太枠の部分になります。指定面積は、今回のJR琴似駅北口地区について1.2haが追加され、61.7haとなります。建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、すなわち容積率の最高限度についてですが、現在、駅北口側の容積率については200%となっておりますけれども、本件区域においては、壁面の位置を制限することにより、歩道状空地及び広場状空地といった有効なオープンスペースが確保され、市街地環境の向上に寄与することから、それぞれに対し50%、合わせて100%の容積率緩和をすることとし、結果として、表にありますとおり、10分の30、つまり300%を上限としております。容積率の最低限度は100%、建ぺい率の最高限度は60%、最後が建築物の建築面積の最低限度で200㎡となっております。

以上が高度利用地区の変更内容となっております。

続きまして、議案第3号の防火地域及び準防火地域の変更についてご説明いたします。

前回に、防火地域及び準防火地域の制限の概要と本市における指定の基本的な考え方についてご説明しておりますので、今回は概要のみの説明にさせていただきたいと思っております。

スクリーンをごらんください。

防火地域及び準防火地域は、建築物の不燃化を促進し、高密度な市街地における火災の危険を防除することを目的として指定する地域地区の一つでありまして、本市においては、防火地域を約384ha、準防火地域を約3,322ha、それぞれ指定しております。

防火地域及び準防火地域の指定地域内における制限についてですが、指定地域においては、その建築物の配置、階数、延べ床面積といった建築計画の規模に応じて、柱、壁、屋根などの構造部に一定の耐火性能が求められることとなり、建築物は、耐火建築物または準耐火建築物としなければなりません。

札幌市における防火地域及び準防火地域の指定は、大きく三つのケースがございます。第1に、商業系の用途地域における指定、第2に、住居系または工業系用途地域で高い容積率が指定されている区域における指定、そして第3に、高度利用地区などにより高い容積率が適用される区域における指定でございます。

今回のJR琴似駅北口地区については、高度利用地区の変更により指定容積率が200%のところを300%まで緩和する区域となりますことから、準防火地域を拡大指定するものでございます。

なお、拡大する面積は、お手元の議案第3号の3ページの下の方の備考欄にありますとおり、約1haでございます。

以上で、議案第1号、第2号、第3号のJR琴似駅北口地区市街地再開発事業関連の都市計画についての説明を終わらせていただきます。

なお、これらにつきましては、去る3月9日から3月23日まで、都市計画の案の縦覧を行いました。いずれの案に対しても意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

辻井会長 どうもありがとうございました。

今お聞きいただきましたように、議案第1号、第2号、第3号、これらは、全部、琴似駅北口にかかわる事業並びに高度利用地区の変更、それから防火地域及び準防火地域の変更の案件でございます。

このことにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

どうぞ、伊与部委員。

伊与部委員 私は、初めてこの審議会に参加させていただきました伊与部でございます。

事前に、市役所の企画調整局計画部から、前回行われました2月7日の審議会の議事録を全部読ませていただきました。

今、新しく課長になりました斉藤さんからも段々の報告がありましたけれども、率直に言って、それ以上に前回の事前説明の内容が詳しかったです。

このJRの琴似駅北口地区ですが、今お話があったように、これは、地域的に言うと八軒の西1丁目から2丁目ですね。西1丁目、2丁目は順調に進んできてきょうの審議会になったと思うのですが、少なくとも琴似駅の北口地区という観点から言いますと、北地区の再開発事業としては、西1丁目、2丁目だけではなく、東1丁目、2丁目があるわけです。

その件については今までどのような審議をやってきたか、私は手元に資料がございませんので、この際、今までの経過と、今後どのような観点で北口地区全体の再開発事業が行われていくのか、その見通しも含めて明らかにしていただきたいと思います。

辻井会長 ありがとうございました。

これは、どなたに伺ったらいいでしょうか。

それでは、どうぞ。

都市局開発調整担当部長 市街地整備部開発調整担当部長の後藤でございます。

今の委員のご質問についてお答えいたします。

今回の再開発事業をご説明させていただきましたが、全体としてどのような動きかということでございます。

実は、平成5年に、本件を含みます北口全体につきまして、市街地総合再生基本計画というものをつくっております。これも、国の方のご支援をいただいてつくっております。その中の目玉の事業としまして、今回の再開発事業、そして八軒東1条1丁目の地区のまちづくりということで平成5年からの動きがございます。これが再開発としての大きな柱、ポイントになってございます。

東1条1丁目につきましては、その基本計画の中では、やはり琴似の核施設ということ

で、ショッピングでございますとか、アミューズメント、あるいは健康スポーツ施設、都市型住宅ということをして柱にして整備方針として考えてございます。その中で、今回の再開発事業でご説明をさせていただいたのと同じように、スーパーブロック化を図り、高度利用を図り、あるいは区画道路の再編ということも行いまして、道路あるいは広場の整備、オープンスペースの確保、ゆとりある建物、歩道状空地をつくっていくということを基本としてございます。

その東1条1丁目の動きでございますけれども、古くから、同じくらいのレベルでまちづくり期成会が中心となって話し合いが進められておりました。その中で、一時、中心となる方が不幸にして急逝されたということもございまして、休止の状態が続いておりました。

しかしながら、私どもの方のご説明もあわせながら、11年11月から関係権利者による新たなまちづくりの研究会が設立されまして、現在、勉強会を進めております。具体性につきましてはもう少し時間を要すると思っておりますけれども、現在、私どもといたしましては、今回の再開発事業と同じような体制の中で積極的に支援、協力を進めているところでございます。

以上でございます。

辻井会長 琴似の東側の方も含めて逐次検討が行われつつあるというご説明だったと思いますが、よろしゅうございますか。

伊与部委員 わかりました。

辻井会長 ほかにいかがでございましょうか。何かご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

佐々木委員 31階建ての共同住宅200戸の計画ですけれども、この施行方法については組合施行ということですが、分譲のような形式になるのか、賃貸になるのか、あるいは権利者の人がそのまま入るようになるのか、その辺を確認させていただきたいと思いません。

辻井会長 それでは、わかる範囲でご説明いただけますか。

都市局開発調整担当部長 お答えします。

再開発事業でございますから、従前お住まいになっている土地所有者あるいは借地権者の方は、権利変換計画の中で、基本的には地区内に戻っていただくことを基本としております。そのほか、保留床取得ということでディベロッパー等の参画を求め、分譲形態で住

宅の供給を図っていくということでございまして、持ち方としましては区分所有という形式になります。

以上でございます。

辻井会長 よろしゅうございましょうか。

佐々木委員 はい。

辻井会長 ほかにご意見、ご質問がございましたらどうぞ。
ございませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、議案第1号から第3号については、今までと同じように、よろしければ挙手で採決をいたしたいと思えます。

議案第1号にご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

辻井会長 ありがとうございます。

全員賛成と認めます。

それでは、議案第2号 札幌圏都市計画高度利用地区の変更についてはいかがでございましょうか。

(賛成者挙手)

辻井会長 ありがとうございます。

全員賛成と認めます。

それでは、議案第3号 札幌圏都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

辻井会長 ありがとうございます。

議案第1号から第3号まで、全員賛成と認めて、審議会として同意することといたします。

議案第4号 札幌圏都市計画公園の変更(厚別東わかば公園, 拓北いきいき公園)

議案第5号 札幌圏都市計画地区計画の決定(厚別東地区)

辻井会長 続きまして、議案第4号の厚別東わかば公園の部分と議案第5号について説明をしていただきます。

企画調整局計画部計画調整担当課長 それでは、議案第4号 札幌圏都市計画公園の変更の一部及び議案第5号 厚別東地区の地区計画の決定に係る案件について、お手持ちの議案書とスクリーンを使ってご説明させていただきます。

なお、本案件につきましても、ことしの2月7日の第5回審議会におきまして事前説明させていただいたものでございます。

それでは、厚別東地区の位置及び周辺市街地の状況等について説明いたします。

左側のスクリーンをごらんください。

本市の中心部が位置図のほぼ中央になりますが、計画地はその東約1.1kmに位置しております。少し拡大した位置図を右に示しておりますが、JR函館本線の森林公園駅から南東に約1kmから1.5km、徒歩で20分弱という距離にありまして、主要な道路としては、東西方向に国道12号線、原始林通、南郷通、また、南北方向にはもみじ台通が整備されており、このような中で、計画地は1級河川小野幌川と道立自然公園である野幌森林公園に囲まれた地区になっております。また、最寄りのバス停留所としては、新札幌駅と森林公園駅を結ぶ市営バス路線として厚別中学校前に設置されており、小・中学校については、厚別東小学校、厚別中学校の通学区域となっております。

次に、土地利用計画について説明いたします。

右側のスクリーンをごらんください。

ごらんのとおり、今回の開発は、閑静な低層戸建て住宅地の形成を図るものであり、良好な宅地の整備とともに、区画道路等の公共施設が適正に確保されるものでございます。地区の位置特性から、区域内には都市計画道路の配置はございませんが、小野幌川右岸沿いには有効幅員10mの住区計画道路が確保されております。

また、現地は、野幌森林公園を背景としており、今回の区画整理事業により確保される街区公園については、この森林公園に接する場所に配置され、このほか雨水貯留地も確保されるものでございます。

なお、当地区については、市街化区域編入後、間もなく土地区画整理組合が結成され、また、土地区画整理法に基づく仮換地指定の手續も終え、土地利用計画が確定したことから、今回、公園の変更及び地区計画の決定を行うものであります。

それでは、公園の変更について説明いたします。

お手持ちの議案第4号の1ページをごらんください。

上の段に、1 都市計画公園に2・2・932号厚別東わかば公園を追加するとあります。この公園は、今回の厚別東土地区画整理事業により確保されるものであり、面積は約0.27ha、この区域面積のうち0.08haは法面の既存樹林となっております。施設内容としては、遊具、植栽を予定しております。

以上が、議案第4号 札幌圏都市計画公園の変更のうち、厚別東わかば公園の追加についての説明でございます。

次に、議案第5号の地区計画の内容についてご説明させていただきます。

お手持ちの議案第5号にも記載しておりますが、スクリーンで説明させていただきます。地区計画の区域については、図に示しますように、実線で囲まれた区域となっております。

右側のスクリーンをごらんください。

これにつきましては、議案第5号の1ページ目の内容を簡略化したものでございます。まず、地区計画の方針でございますが、地区の名称として厚別東地区地区計画、位置は、札幌市厚別区厚別町小野幌の一部となります。

また、区域の面積については、5.8haとなっております。

地区計画の目標としては、緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地の形成を図ることとし、土地利用の方針においては、低層住宅地としての適正な土地利用を図ることとしております。

続きまして、2ページ目の地区整備計画の内容でございますが、簡略化したものを右のスクリーンに示しております。

今回の地区区分は、低層戸建て住宅地区の1種類のみとなっており、整備計画の面積は、先ほどの区域5.8haから、今回、同時に都市計画決定の手続を進める街区公園の約0.27haを除いた約5.5haとなっております。

建築物の用途でございますが、閑静な戸建て住宅地を目指す専用住宅の立地を図るほか、店舗兼用住宅、診療所等についても建てられるものとしております。

敷地面積は、良好な住環境の形成に必要な最低限の面積として180㎡以上とし、垣、さくの構造は、開放的な町並みとなるよう、また防犯上にも考慮いたしまして、塀の高さを1.2m以下としております。

なお、表の中に横線を引いておりますものは、今回の地区計画においては定めておりませんので、第一種低層住居専用地域の制限が適用されます。その内容としては、容積率は60%、建ぺい率は40%、外壁の後退距離は1m以上、建築物の高さは10m以下となっております。

以上、厚別東地区に関する説明を終わらせていただきますが、これらの内容につきましては、3月9日から23日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。いずれの案に対しても意見書等の提出はございませんでした。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

辻井会長 どうもありがとうございました。

議案第4号の厚別東わかば公園、それに関連しての議案第5号として都市計画地区計画の決定の説明がありました。

これにつきまして、ご質問、ご意見をいただければと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは次に、議案第4号の残りがございます。札幌圏都市計画公園の変更の拓北いきいき公園についての説明を聞いてから採決をしていただきます。

環境局緑化推進部長 4月の異動で緑化推進部長となりました清水でございます。よろしく申し上げます。

本日ご審議いただきますのは、議案第4号 札幌圏都市計画公園の変更でありまして、このたびの変更は、札幌市決定の街区公園の追加が1カ所及び近隣公園の変更が1カ所でございます。このうち、街区公園2・2・932号厚別東わかば公園の追加につきましては、地区計画の決定に関連し、先ほどご説明したとおりでございます。

それでは、3・3・136号拓北いきいき公園の変更についてご説明いたします。

拓北いきいき公園は、都心から北に約10キロ離れた北区拓北地区に位置し、札幌市が施行しました篠路地区住宅団地造成事業の区域内に確保されております。

本公園は、平成9年に篠路拓北川の左岸側、OHPの黄色の区域約1.2を近隣公園として都市計画決定し、この地域において平成12年度で事業を完成しております。

このたびの変更は、篠路拓北川右岸側約1.1haを公園区域として拡張し、両側の区域をつなぐ人道橋を含めて都市計画公園区域とするものでございます。OHPの赤色の区域が拡張後の公園区域となり、全体面積は2.3haとなります。

拡張につきましては、地域住民からの多様な施設要望にこたえるため、近隣公園の標準面積2haを確保し、より魅力ある公園とするものであります。

なお、町名の変更に合わせ、位置表示の変更も行います。

整備計画につきましては、今回拡張する区域を含めて地元住民に対し説明会を行いまして、地域の要望を取り入れた内容となっております。

今回の都市計画公園の追加に対しまして、平成13年3月9日から3月23日まで変更案の縦覧を行いました。厚別東わかば公園の追加、拓北いきいき公園の変更、ともに意見書の提出はございませんでした。また、特に意見もございませんでした。

以上で議案第4号に関する説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしく願いいたします。

辻井会長 ありがとうございます。

議案第4号の残りの拓北いきいき公園についての説明でございましたが、ご質問、ご意見はございますか。

どうぞ、和泉田委員。

和泉田委員 今のいきいき公園のことについてお伺いいたします。

これについては、地域住民の要望を取り入れた内容になっているというふうにご説明が

あったかと思うのですけれども、その際、地域住民からどのような具体的要望が出ていたのか、幾つかご紹介いただきたいと思います。

辻井会長 ご説明くださいますか。

環境局緑化推進部公園計画課長 ただいまの住民からの要望の内容ということでございます。

要望書ということで、拓北・あいの里連合町内会及びはまなす町内会の方から、平成11年5月17日付で要望書が提出されております。

その要望書の趣旨でございますが、拓北いきいき公園につきましては、旧の1.2haの拓北いきいき公園を拡張しまして、そして、篠路拓北川の水辺空間を生かしながら、子供から高齢者までが気軽に憩える幅広い利用機能を持った中規模程度の公園造成をぜひ実現していただきたいという要望書が提出された次第でございます。

辻井会長 和泉田委員、よろしいでしょうか。

和泉田委員 はい。

辻井会長 ほかにご質問、ご意見がございましたら承りますが、よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、議案第4号は二つに分かれておりますが、厚別東わかば公園、拓北いきいき公園についての札幌圏都市計画公園の変更の採決を行いたいと存じますけれども、本案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

辻井会長 どうもありがとうございました。

それでは、全員賛成と認めまして、本案について、当審議会として同意することといたします。

続きまして、議案第5号 札幌圏都市計画地区計画の決定(厚別東地区)の採決を行いたいと存じますが、本案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

辻井会長 ありがとうございました。

全員賛成と認めまして、本案について、同じく、当審議会として同意することといたします。

議案第6号 札幌圏都市計画地区計画の決定（手稲山口地区）

辻井会長 続きまして、議案第6号 札幌圏都市計画地区計画の決定（手稲山口地区）ですが、こちらは10月に事前説明を聞いたものです。

説明をお願いいたします。

企画調整局計画部都市景観担当課長 都市景観担当課長の秋葉でございます。

私から、議案第6号 手稲山口地区地区計画の決定につきましてご説明させていただきます。

本案件につきましては、今ご紹介がございましたように、昨年10月31日の第4回都市計画審議会におきまして事前説明させていただいたものでございます。

まず、本地区の位置についてでございますが、スクリーン右側をごらんください。

手稲山口地区は、都心より北西方向約1.4kmに位置しておりまして、JR星置駅より約1kmで、徒歩約10分の距離にございます。北側は山口運河と山口排水川、東側は市道曲長線、南側は下手稲通、西側は都市計画道路星置駅前通に囲まれた区域でございます。そして、区域中央に濁川が流れておりまして、下手稲通を挟んで向かい側が市街化区域、それに隣接します市街化調整区域に位置しております。

なお、前々回の審議会におきまして、市街化調整区域におきます地区計画、今回の山口地区における開発行為が許可されるに至った経緯などにつきましては説明させていただきましたので、この点についての説明は省略をさせていただきますが、今回、本地区に地区計画を定める目的につきまして簡潔にお話しさせていただきます。

今回のケースのように市街化調整区域におきまして開発行為の許可を受けた区域は、市街化区域編入や用途地域などの指定がすぐには行われないものですが、この場合、良好な市街地形成を誘導するための手法といたしまして、地区計画などを指定することができることになっております。

そこで、本地区計画は、将来、市街化区域に編入された場合のことを考慮いたしまして、想定する用途地域による各種制限に付加する制限を定めまして、良好な市街地の誘導が図られますよう地区計画を定めようとしているものでございます。

それでは、地区計画の内容について説明させていただきます。

まず、資料の1ページをお開きください。

地区計画の方針についてでございますが、区域面積は、そこに記載してございますとおり、28.6haで、土地利用の方針といたしましては、面積の次の次の欄でございますけれども、将来想定されます用途地域を基本といたしまして、八つの地区に区分しております。

地区の配置等につきましては、左側のスクリーンをごらんくださいませ。

まず、低層専用住宅地区ですが、ここは専用住宅主体の閑静な戸建て住宅地を目指しております。次に、一般集合住宅A、B、C地区ですが、周辺環境に配慮いたしまして、集

合住宅主体に考えております。沿道 A , B , C 地区は、周辺環境に配慮して利便施設主体に考えておまして、一般地区は、既存住宅と利便施設の共存できる地区としており、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用が図られますよう、八つの地区に区分しております。

なお、地区の区分につきまして、前回の事前説明で説明させていただいた内容と一部変わっている部分がございます。この計画図の今指している部分ですが、これは、前回、一般集合住宅 A 地区とご説明いたしましたけれども、昨年 1 1 月以降の地区計画の案作成段階で、地元との話し合いの中で一般集合住宅 C 地区にしたものでございます。

次に、資料の 3 ページ以降の地区整備計画でございますが、地区区分ごとにそれぞれの建築などに関する事項を定めております。概要につきましては、スクリーンに映しておりますので、右側をごらんください。

まず、用途の制限でございますが、建物の用途の欄をごらんください。

低層専用住宅地区は、先ほどもお話ししましたが、閑静な戸建て住宅地を目指し、専用住宅のほか、兼用住宅、診療所、保育所などが建てられることになっております。その他の地区は、敷地の形状や位置、既存住宅の有無、周辺環境への影響などを考慮いたしまして、一番左側の欄に示しております想定用途地域の制限に上乗せした制限を地区ごとにそれぞれ定めております。

次に、建ぺい率と容積率についてでございます。

これらは、想定用途地域に見合う制限を基本としておりますが、沿道 A , B 地区につきましては、広い敷地であることから、想定用途地域の建ぺい率の 6 0 % のところを 5 0 % に、容積率 2 0 0 % のところを 1 0 0 % として周辺環境に配慮しております。

次の欄の敷地面積の最低限度につきましては、低層専用住宅地区と一番下の一般住宅地区は、先ほどの地区計画でもちょっとご説明したように、これまで一般的には戸建て住宅地は 1 8 0 m² を基本として決められておりますが、これを広めの 2 0 0 m² としております。沿道 B 地区につきましては、既に施設が建設済みであることから、小規模な宅地利用を防止するために 1 , 0 0 0 m² としております。残りの地区につきましては、周辺環境にも配慮しながら、効率的な土地利用が図られますよう 5 0 0 m² と定めております。

次に、壁面後退につきましては、低層専用住宅地は、想定しております用途地域の第一種低層住居専用地域並みに隣地から 1 m の後退を基本としておまして、道路側につきましては、潤い空間の確保のために 2 m、また、沿道系土地利用であります沿道 C 地区から緩衝帯となるよう 3 m の後退を定めております。一般集合住宅 A , B , C 地区につきましては、道路境界線から 3 m の後退を基本としておりますが、下手稲通側につきましては、騒音などの影響を避けるよう、C 地区につきましては 1 5 m、B 地区につきましては植樹などによる緩衝帯を設置することにしておりますので 1 0 m の壁面後退としておまして、道路からの騒音対策に配慮しております。その他の地区につきましては、道路境界線等から 3 m を基本としております。

次に、高さ制限につきましては、低層専用住宅地区は、2階建て程度が立ち並びますよう9m以下の制限としております。その他の地区につきましては、想定されます用途地域を前提に、建築基準法の内容に沿うよう道路斜線制限や隣地斜線制限を定めております。また、低層専用住宅地区、一般集合住宅A地区、一般集合住宅C地区部分には、北側の隣地の日照を保護するよう北側斜線を定めております。垣、さくにつきましては、これまでの地区計画と同様に、住宅系の地区につきましては1.2mと定めております。

以上が、地区計画の内容でございます。

また、前回のご審議の中で、今回の地区計画区域の中央に流れております濁川などにつきまして写真などを見せていただきたいというお話がございまして、濁川とその周辺について写真を用意しましたので、ごらんいただきたいと思っております。

スクリーンをごらんください。

この写真は、左の計画図の今指しております部分から北に向かって見た濁川の写真で、最近撮ったものでございます。

今出しましたのは、地区の北側の山口排水川でございます。この写真は、左の計画図の今指しているあたりから東に向かって見た山口排水川の写真で、昨年の秋に撮ったものでございますが、雪解けの現在も水がなく枯れた状態になっております。ごらんのように、樹木や草木に覆われた自然のままの状況がうかがえます。

この写真は、左の計画図の今指しております部分から西に向かって見た山口運河の写真でございます。山口運河の状況につきましては、この写真でもおわかりいただけと思いますが、排水路の整備は終わっており、水量も少ない状況になっております。

次をお願いします。

この写真ですが、昨年の秋に撮った同じ山口運河の写真でございますけれども、排水路に沿って散策路、パーゴラなどが設けられておりまして、周辺の自然環境と調和のとれた状況になっております。

以上、濁川、その周辺の写真について、ご紹介、ご説明をさせていただきました。

最後になりますが、本件につきましては、4月4日から18日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。意見書などの提出はございませんでした。

以上で議案第6号 手稲山口地区地区計画の決定の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

辻井会長 どうもありがとうございました。

現状の河川沿いの状況の写真も含めて説明がありました。

ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

なかなか大きな木があっていい状況だと思いますが、水がこれ以上ふえるという可能性はないのですか。水がないのがまことに残念という気がします。

企画調整局計画部都市景観担当課長長 現地をちょっと視察をしてきましたが、今、計画図を示したいと思います。

ちょうど計画図の真ん中に濁川がありまして、今指している下から上に向かって流れています。左側には先ほどごらんいただきました山口運河、それから右側に山口排水川がありますが、実は勾配の関係で、濁川のところまで山口運河については東に流れています。そして、山口排水川は濁川から東の方へ流れているということで、ちょっと段差があったりしまして、濁川から直接流れていないという状態で、水量としては余りふえそうもないというような状況になっているようでございます。

辻井会長 なるほど。ありがとうございました。
道家委員、どうぞ。

道家委員 民間での開発がもう進められているところで計画決定の変更ですけれども、これは、一般的な例で言うのですが、民間での開発ですから、もしも途中でとん挫したり、長い間そのまま放っておいたりしたときには、川の様子だとか何かがまた変わってきたりします。今は 私たちがみんなで考えながらこれでいいのではないかと決めていきますが、何十年かたって、また価値観が変わったりした時の見直しとか変更というようなことについては、私はちょっと不勉強でわかりませんが、何年ごとかには一度見直すとか、そういう準備というのはこれからの時代に必要なような気もするのです。どんなものでしょうか。

それから、ちょっと余談になりますが、今ここに来るたった何十分か前に、今度、大学生と一緒にまちの環境のことをするので、長靴を履いて創成川に入ってきました。小さな川で、ちょうどこの右の写真と同じような水量だと思うのですが、フクドジョウ、イバラトミヨ、ヨコエビ、ウグイと、物すごくいろいろな生き物がいて、大学生がきゃあきゃあ言って喜んでいました。まちの中の川などには、排水路などという寂しい名前がついていますけれども、何か非常に自然と触れ合える場所にもなり得るので、何か生かされる計画を望みたいと思っています。

辻井会長 大変結構なご意見だと思います。

今、この写真は、例えば遊歩道が横についています。先ほどの山口運河の方もそうでしたけれども、これはどこが管理しているのですか。市でしょうか。

企画調整局計画部都市景観担当課長 河川管理自体は道の管理と記憶しております。

辻井会長 この歩道はどのようなのですか。

企画調整局計画部都市景観担当課長 河川区域なので……。

辻井会長 やはり道ですか。

企画調整局計画部都市景観担当課長 道ということで記憶しております。

それから、一緒に今のご質問にお答えをしたいと思いますのですが、開発がとん挫だとか何かによって計画が変わり、こういう環境がその後どうなるのだろうかというふうなご心配の話かなという気がします。

実は、ここの山口運河、山口排水川につきましては、北海道の自然環境等保全条例の中の手稲山口環境緑地保護地区という保護地区がかかっています、基本的に木竹の伐採などの行為については制限をされているという地区で、端的に申しますと、余りさわれない地区です。そういう意味からいきますと、この形で残っていくということで認識をしております。

それから、例えば、こういう開発計画が時間がたつにつれて変わってくるというお話、ないしは開発が途中でおかしくなってくるというご心配の件ですが、実は、こういう開発行為の許可の段階では、基本的には最後まで開発がやり遂げられるということも審査の対象になっております。そういうことからいきますと、我々としては完結するものということで理解をしております。また、ある一定の時間の中で、途中で開発者がかわるといったことがあったとしても、開発許可のいろいろな条件等も含めて継承することで整理されますので、基本的にはこのような形で進められていこうということ考えております。

以上でございます。

辻井会長 こういうご説明ですが、何か。

どうぞ。

道家委員 逆に、変えたいことが起きた場合はどうですか。

私がお話ししたかったのは、今は排水という名前がついていますが、この川がほかに比べて貴重な自然だと今よりももっと評価が高くなったときに、私たちが今精いっぱい考えたこの計画のうちの低層専用住宅地域は緑地にしようというように、変わっていく環境に対しての配慮で、積極的にこれが変わることも少しは可能なのかということです。

辻井会長 さて、その辺はどうでしょうか。

よろしいですか、どなたか。

企画調整局計画部都市景観担当課長 その後ということですが、せっかくの周りのこういう環境が、低層住宅地に囲まれて、多分、その後に低層以外の形に変えられるという意味だと思います。そういう意味では、将来、市街化区域に入ったときに、想定される用途

地域の指定ということで先ほど来ちょっとお話をしましたが、こういう環境で低層住宅専用地区ということで、基本的にそれで多分張りついてくるはずだろうと。そして、いろいろな制限のお話をしましたけれども、例えば壁面線のお話とか、そういう話も含めて、まち自体、土地柄も含めて、それをやるときには都市計画の変更ということになりますが、この環境を守るという意味では、我々としてはこのままの形で変えないという都市計画もあっていいというふうに考えておりますので、都市計画としては低層のままでも周りの河川の緑地も守っていくということで進めていきたいと考えております。

辻井会長 よろしゅうございますか。

手稲山口地区の地区計画を見ますと、山口運河あるいは山口排水川に沿って少なくともほぼ3分の1は公園区域にかかって、それと接続するとも言いますか、そういうことから、かなりの部分はこういった環境で維持される可能性が高いというふうにも見られると思います。

道家委員、よろしゅうございましょうか。

できるだけ、こうした環境がより良好な方向へ向くということは私も期待したいと思えます。

それでは、もしほかにご意見、ご質問がございませんようでしたら、議案第6号 札幌圏都市計画地区計画の決定（手稲山口地区）の採決を行いたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

辻井会長 それでは、本案について、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

辻井会長 どうもありがとうございました。

それでは、全員賛成ということで、本案について、当審議会として同意することといたします。

議案第7号 札幌圏都市計画道路の変更（札幌・江別通）

辻井会長 続きまして 議案第7号でございます。こちらは北海道決定でございますが、これについての説明をお願いします。

企画調整局総合交通対策部長 4月から総合交通対策部長となりました横山でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議案第7号の都市計画道路の変更についてご説明いたします。

今回の変更路線につきましては、3・3・12札幌・江別通でございます。

お手元の議案第7号 札幌圏都市計画道路の変更の1ページ及びOHPをごらんください

い。

今回の変更路線であります札幌・江別通につきましては、中央区北2条東14丁目の苗穂駅前を起点とし、江別市大川通を終点とする延長約21.5kmの都市計画道路であり、市内の主要幹線道路として利用され、また、江別、岩見沢、旭川方面などへの広域的な交通にも利用されております。

今回の札幌・江別通の変更内容についてであります、車線数の決定を行います。

都市計画において定める内容につきましては、お手元の資料にあります道路の種別、名称、幅員、構造形式等ありますが、平成10年度の政令改正により、道路の交通処理機能をより端的に反映する観点から、新たに車線数を定めることとなりました。

このたび、その政令改正に伴い、江別市において一括して江別市域内の都市計画道路の車線数を定める手続を進めており、本市と江別市にまたがっている札幌・江別通については、本市においても江別市と同時に車線数を定める必要があり、今回変更するものであります。

札幌・江別通の車線数につきましては、現在整備されている車線数と同じ4車線とするものであります。

なお、札幌市における車線数の決定につきましては、都市計画道路の本数が280路線と非常に多く、一度に車線数を定めることが難しいため、都市計画の変更がある路線について、その都度、車線数を定める都市計画変更を行ってきております。

以上で、札幌・江別通の説明を終わらせていただきます。

辻井会長 どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見がございましたら承りますけれども、特にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、議案第7号 札幌圏都市計画道路の変更(札幌・江別通)の採決を行いたいと思います。

本案につきまして、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

辻井会長 どうもありがとうございました。

全員賛成と認めます。

本案を北海道知事あてに提出することについて、当審議会として同意することといたします。

どうもありがとうございました。

事務局の方から、きょうはいろいろございまして長くなりそうなので、事前説明の前にちょっと一休みした方がよろしいのではないかという意向ですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、余り遅くなるとお仕事がある方もいらっしゃると思いますので、5分休憩いたしまして、3時15分再開といたします。

[休 憩]

辻井会長 それでは、そろそろ再開ということにいたしたいと存じます。

事前説明第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更(川北)

事前説明第4号 札幌圏都市計画公園の変更(川北ライラック公園)

事前説明第6号 札幌圏都市計画地区計画の変更(川北地区)

辻井会長 事前説明の第1号の一部、4号の一部、それから第6号の川北地区について説明をお願いいたします。

企画調整局計画部計画調整担当課長 ただいま会長の方からお話がありましたが、事前説明につきましては、案件が各地区にふくそうしておりますので、関連するグループごとに説明したいと思います。

その説明方法ですが、お手元にA4の1枚ものの紙で案件説明グループ分けという紙がありますので、これをごらんいただきたいと思います。このグループ分けの下の表の中で、事前説明案件というものがあまして、そこに数字が並んでおります。説明の順番ですが、最初に の(1)川北地区の用途地域の変更、公園の変更のうち川北ライラック公園、地区計画の決定について説明し、審議をいただき、次に、 の(2)について説明し、審議をいただき、同様に の(3)、 、 というように進めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

辻井会長 それでは、どうぞよろしく申し上げます。

企画調整局計画部計画調整担当課長 それではまず、川北地区についてご説明いたします。

当地区は、昨年度、市街化区域に編入されておりますが、その際に暫定的な用途地域等の指定を行った地区であります。今回の手続は、当地区で現在進められている土地区画整理事業において仮換地指定がなされることにより、地区内の土地利用が確定することから、これを機に、この土地利用計画に合わせて用途地域の変更を行い、また新たに地区計画を定めるものでございます。

川北地区の位置等について簡単にご説明いたします。

スクリーンをごらんください。

当地区は、本市の中心部から東方約7kmに位置しております。位置図を少し詳細な形で右のスクリーンに示しておりますが、周辺状況としては、JR函館本線、JR平和駅、JR白石駅があり、計画地はこの白石駅から直線距離で約2km離れた位置にあります。

主要な道路としては、札幌新道、道央自動車道があり、JR函館本線にほぼ平行して厚別通、北13条北郷通が整備されております。また、東側には北白石川が改修済みとなっており、これに隣接して白石区の総合公園である川下公園が整備されております。

それでは、資料の説明に入ります。

まず、お手持ちの事前説明第1号 用途地域の変更の5ページでございますが、スクリーンにもありますとおり、赤い太枠の部分が今回変更する区域でございます。

昨年、市街化区域に編入したときには、右側のスクリーンのとおり、開発区域全体を暫定的に第一種低層住居専用地域と指定していたものですが、今回、このうち、東側の道路沿いの街区部分について、周辺住民の生活利便施設としてコンビニエンスストア程度の小規模な専用店舗の建設が可能となる第二種低層住居専用地域に変更するものでございます。

なお、第二種低層住居専用地域についても、これまで指定されていた第一種低層住居専用地域と同様に、建築物の高さの限度10m、外壁の後退距離の限度1mの制限につきましては、そのまま残ることになります。

次に、公園の変更についてご説明します。

お手持ちの事前説明第4号の1ページ目をごらんください。

中段の表において、一番下にある街区公園2・2・936号川北ライラック公園についてですが、土地区画整理事業により確保され、都市計画公園に追加するものでございます。

スクリーンに示しておりますが、事業区域内のほぼ中央に位置し、面積は約0.27ha、施設内容としては植栽、遊具を予定しております。

以上が事前説明第4号 札幌圏都市計画公園の変更の一部、川北ライラック公園の追加についてでございます。

次に、地区計画についてご説明いたします。

資料は、事前説明第6号 川北地区の地区計画の決定でございます。

まず、事前説明第6号の1ページ目の地区計画の方針でございますが、地区の名称として川北地区地区計画、位置については札幌市白石区川北の一部、また、区域面積については、左のスクリーンの計画図で示してある太線で囲まれた部分を区域とし、開発計画面積から東側道路の部分や北側の都市計画道路の一部を除いて8.7haとなっております。

地区計画の目標としては、緑豊かで潤いのある良好な市街地の形成を図ることとし、土地利用の方針においては、当地区を左のスクリーンで示してある計画図のとおり、低層戸建て住宅地区、低層一般住宅A地区、低層一般住宅B地区の三つに再区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図ることとしています。

続きまして、2ページ目の地区整備計画の内容でございますが、簡略化したものを右のスクリーンに示しております。

整備計画の面積は、地区計画の区域面積 8.7ha から街区公園の面積を除いた 8.5ha となっております。

建築物の用途の制限でございますが、低層建て住宅地区にあつては、主に専用住宅の立地を図るほか、店舗兼用住宅、診療所等についても建てられる内容となっております。他の 2 地区については、地区計画としては、特段、用途の制限を設けておりませんので、結果としてそれぞれの用途地域に基づく制限、すなわち、低層一般住宅 A 地区については第一種低層住居専用地域、低層一般住宅 B 地区については第二種低層住居専用地域で制限される範囲内の建築物が建てられることとなります。残る制限項目については、3 地区とも同様な制限となっており、敷地面積は良好な住環境の形成に必要な最低限の面積として 180㎡以上、壁面の位置は、敷地の道路に面する部分の植栽による緑化が図られるよう道路から 1.5m 以上、垣、さくの構造としては、開放的な町並みとなるよう、また防犯上にも考慮いたしまして、塀の高さは 1.2m 以下と定めております。

以上が今回の地区計画において定める内容となっております。

これで、川北地区の用途地域の変更、都市計画公園の追加、地区計画の決定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

辻井会長 川北地区について、用途地域の変更、公園の変更、地区計画の決定の三つの項目についての説明がありました。

ご質問がございましたら、どうぞ。

宮本委員、どうぞ。

宮本委員 川北地区の幹線に面したところが用途変更になるということですが、それから、中間の上の方があるのですけれども、雨水排水池と言うのですか……。

辻井会長 北の方ですね。

宮本委員 はい、そこです。

どうしてあそこだけ残るのか、二種にならないのかということがちょっと聞きたいことなのです。同じように幹線に面した地域でありながら、また、将来そういった要望もあるのではという可能性もあるような気がするのですが、それがまず 1 点です。

それから、こういった開発行為をするのに伴って今用途変更しているのですが、幹線に面した部分については、当初の開発行為の段階から、こういった利用のされ方、あるいはこういった要望があるということは想定されるのです。そんな場合には、やはり、最初の段階で、市の方の都市計画の中で、この辺のところは将来はこういうように発展していただきたいと思います、それから、この辺は乱開発をしてもらいたくないというような意識の中で、

当初の中でそういったことを想定した計画を立てるべきではないかなというような気がするのです。

私はちょっとわからないものですから、わかるように説明していただければありがたいと思います。

辻井会長 それでは、説明をお願いします。

私もちょっと疑問に思ったのですが、ここに排水があるのですね。その点はどうですか。

企画調整局計画部都市景観担当課長 それでは、今のご質問にお答えします。

右側に区画整理の土地利用計画図今お出ししておりますが、今、委員がお話しの部分というのは、北側の北郷公園南通に面した第一種低層住居専用地域の部分ということだと思います。

実は、今、会長からお話ございましたとおり、この道路の宅地側といいますか、そこには排水路が用地として確保されております。この排水路のために道路から宅地に直接接道しないような状況になっておりまして、橋を渡った上で1本南側の区画道路からの出入りになってしまう、そういうような土地利用計画ということで区画整理事業が整理されております。

そのために、委員もお話をされましたように、通常、この区域の東側の用途地域は、第一種低層住居専用地域ではなくて、そういう土地利用なものですから、そういう意味からいって、この左側の用途地域に示しているとおり、北側の地区については、そういう接道のタッチの仕方ということで、第一種住居専用地域ということで実は整理をさせていただいております。

辻井会長 そういう説明を私も受けたのですが、宮本委員、いかがでしょうか。

宮本委員 排水というのは、この遊水池に誘導するための排水なのですか、それともどこにつながっている排水なのか、ちょっと絵では見えないのです。

企画調整局計画部都市景観担当課長 絵の範囲が狭くて、済みません。

実は、この排水は、北白石川へ向かってずっと流れている。今指している側からはずっと東の方に流れていきまして、先ほど説明をした北白石川、ちょうど今指している部分ですが、そこへ落ちる排水ということで、実はずっと西の方からつながってきている排水になっております。

宮本委員 私が不思議に思ったのは、左側の部分も排水があるのですね。そこです。だから、そこはそういうような用途変更がされた地域なのに、なぜここだけ残ったのかとい

うのが不思議だったものですから、質問させていただいたのです。

企画調整局計画部都市景観担当課長 左側の第一種低層住居専用地域側については、現況図はちょっと見づらい部分がありますが、基本的に、ちょっと幅は狭く、それぞれが細かい道路ですが、実はタッチしているという部分があります。

先ほどご説明したように、第一種低層住居専用地域側については、タッチの仕方が、区画整理事業の中で、中に入って、その上で、中の内側の道路側のタッチということで、土地利用上から沿道利用ができないということで、そういう意味では、第一種低層住居専用地域のずっと南側も含めた一体の土地利用ということで第一種低層住居専用地域の指定をしているということでございます。

宮本委員 わかりました。

今の部分だけの開発行為で考えて、そこはそういう利用の仕方をしないということで残ったというふうな受けとめ方をさせていただいていいのですね。

そこで、今、私が申し上げているのは、部分、部分でこういう開発行為がなされたときに、やはり全体的な連帯とか町並みなどを考えれば、そこだけぽつっと途切れてしまうというのですか、違う利用のされ方になるのです。ですから、少なくとも当初の段階で、全体的に、道路面に面した部分についてはこういう利用がされるということを当然想定されるのだというふうに思うのです。したがって、開発行為がされるときに、そういう市の方の意識的な誘導のもとで、町並みがばらばらになったり、あるいは部分的に変形になったりしないようにしてはいかかなということがあったものですから、質問をさせていただきました。

辻井会長 よくわかりました。

要するに、一貫性を持つべきではないだろうか、こういうご意見かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。きょうはこれで採決云々ということではございませんので、ご意見を伺っておいた方がよろしいかと思えます。

どうぞ、五十嵐委員。

五十嵐委員 私も、先ほど宮本委員からご発言があったことと同じ疑問を持ちまして、今のご説明で大体わかりましたが、ただいまご説明があった地区の北側の土地利用はどんなぐあいになっておりましたでしょうか。これは、高校とか、そういうようなものでございましたか。

そこです。その土地利用です。

辻井会長 道路のもっと北側ということですか。

五十嵐委員　そうです。

企画調整局計画部都市景観担当課長　今ご説明した北側の土地利用は、道路を挟んで白石高校になっております。

五十嵐委員　それでは、その左側の第二種低層地区の北側はどのような利用になっていきますか。そのあたりです。

企画調整局計画部都市景観担当課長　白石高校の西側につきましては、調整区域になっております。上の色の塗っていない部分です。それから、今回の区域の下、第二種低層住居専用地域として塗っている左側、西側ですが、今の赤の印ではない方ですが、こちらは中は住宅地ということです。そして、沿道沿いに小さな店舗がぱらぱらとあったりしています。

それから、もう一つお話ししますと、第二種低層住居専用地域、今回の区域の東側の川を挟んで反対側は、温泉施設を含めて整備をされた川下公園になっております。

五十嵐委員　そうしますと、今、北郷公園南通はずっと続いている通りで、交通量はかなりあるものでしょうか。ただいまでもいいです。

企画調整局計画部都市景観担当課長　一日約8,000台程度ということで記憶しております。

五十嵐委員　私は思うのですが、今、宮本委員がいいことをおっしゃったのですけれども、やはり、その地区ばかりでなくて、周辺もあわせ考えてこういうような指定を行ってもよろしいというぐあいに思ったものですから、今お伺いいたしました。

承知しました。ありがとうございました。

辻井会長　どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

原口委員、どうぞ。

原口委員　今のこの件でもそうですけれども、雨水貯留池というのは必ずつくっています。この雨水貯留地は、市内に物すごい数がありまして、全部オープンになっているのです。いわゆる青空に向かって掘ってあるわけです。私は、こういう開発されたところが、これは真ん中に公園がありますけれども、雨水貯留地の上に人工地盤を敷いて緑を何とか

回復できないのか 回復といいますか、植栽できないのかと。例えば、7万人収容の横浜の国際スタジアムは、あの下はこの雨水貯留地なのです。私は、発想の転換をして、雨水貯留地の上に人工地盤をつくって、そして緑をふやしていく、そういう方向に札幌市の都市計画というものが進んでいかないのかなといつも思っておるのですけれども、これについては何か法的な制限があるのかどうなのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

辻井会長 これはどなたがお答えくださいますか。
どうぞ。

企画調整局計画部都市景観担当課長 非常に難しい質問で困惑をしているのですが、基本的に、ふたをすること自体については法的な制限はないというふうに記憶はしているのですが……。

辻井会長 要するに、地下貯留施設でもいいわけですね。ただ、お金がかかると。

企画調整局計画部都市景観担当課長 ただ、開発行為といいますか、この場合は区画整理事業でございますけれども、いわゆる開発者の負担の中で整備をするということがありますので、そういう意味の費用負担の問題、それから、その後の維持管理の問題があります。ふたをすることでは、私の記憶では、東京都下で実は上にマンションを建てたのですが、その後、大雨の後に泥が流れ込んでその処理をどうするかと、そういう管理上の問題もありますので、その辺を考えるとオープンというのがいいかなと。

ただ、委員がおっしゃったように、ふだんは空いているところということであれば、それだけのオープンスペースということですから、芝生みたいなものもいいかなという気もちょっとしております。

原口委員 雨水貯留池は、大体どこでもそうなのですけれども、フェンスを回してかぎをかけてあるのです。これでは、何十年に1回か、その雨水貯留地に水がたまる、そのために緊急避難的につくっているわけですが、市民が利用しようと思っても全然できない。そして、長年たちますと、ヤナギの木が生えてきて、かえってその地域の景観を悪くしている。そういうことからいけば、ふたをすることが開発者の負担増につながる、分譲の価格まではね返ってくるというのであれば、またそれも考えるところでありましょうけれども、私は、そういうものを実験的にでも1回やってみる必要があるのではないかなというふうに思っています。年がら年じゅう水がたまることはほとんどありませんから、芝生でも張って市民のスポーツの小公園としてでも使っていけるような、そういう有効利用を図ることが大事でないか、私はこんなふうに思っております。要望です。

辻井会長 原口委員のおっしゃることは、私も賛成いたします。まさに、一種のデッドスペース的に見えるのですね。全く使われていないというようにです。実際には、もちろん万一のときということで法的に決められているスペースでしょうけれども、何となくそういう感じがいたします。確かにおっしゃるとおりで、もっと有効に使えないかということかと思えます。これは、十分に検討すべき問題だろうと考えます。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは、ご意見を十分に承りましたので、次に進みたいと思います。

事前説明第1号 札幌圏都市計画用途地域の変更(里塚緑ヶ丘北)

事前説明第7号 札幌圏都市計画地区計画の変更(里塚緑ヶ丘北地区)

辻井会長 事前説明第1号の一部、第7号 里塚緑ヶ丘北地区について、よろしくお願ひします。

企画調整局計画部計画調整担当課長 それでは、里塚緑ヶ丘北地区についてご説明いたします。

里塚緑ヶ丘北地区を含む札幌市東部地域においては、まちづくりの基本的な指針として、既に策定されております札幌市東部地域開発基本計画に基づいて開発を進めておりますので、都市計画変更の内容説明に入る前に、まず、この計画の概要について簡単に説明させていただきます。

スクリーンをごらんください。

本市では、左側スクリーンの赤枠で囲った区域、面積にして約1,265haを対象として、昭和49年に札幌市東部地域開発基本計画を策定しております。この計画では、対象区域内を11のゾーンに分け、学校、公園、利便施設などを各住区ごとに適宜配置することとしており、また、区域内の交通体系については、歩・車分離を原則として各住区内を通過する車両を極力排除した道路網とすることとしております。

計画策定以降、今日に至るまで、この区域内において開発行為等を行う場合には、計画内容に沿った形で開発を進めるよう事業主と協議するとともに、開発の完了区域ごとに順次必要な都市計画の変更を行っているところであります。

これからご説明します里塚緑ヶ丘北地区につきましても、現在、この計画に基づいた内容で地区周辺を含めて開発計画が行われているところであり、そのうち、今回開発が完了する部分について、これを機に用途地域と地区計画の変更を行うものであります。

当地区は、本市中心部から南東へ約1.2kmに位置しております。位置図を少し詳細な形で右のスクリーンに示しておりますが、周辺状況としては、地下鉄東西線大谷地駅、JR

函館本線上野幌駅などがあり、計画地は、地下鉄大谷地駅から直線距離で約3.5km離れた位置にあります。主要な道路としては、都市計画道路、札幌新道、道央自動車道、大曲通などが整備されております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

お手持ちの事前説明第1号 用途地域の変更の6ページに記載しておりますが、スクリーンにもありますとおり、赤い太枠の部分が今回変更する区域でございます。

当地区は、現在、暫定的な形で第一種低層住居専用地域が指定されておりますが、開発が完了する区域のうち、比較的広い幅員を有する都市計画道路大曲通と青葉・平岡通の道路沿いの街区について、周辺住民の生活利便施設としてコンビニエンスストア程度の小規模な専用店舗の建設が可能となる第二種低層住居専用地域に変更するものでございます。

なお、用途地域の指定内容に基づく建築物の形態制限として、先ほどの川北地区と同様に、建築物の高さの限度10m、外壁の後退距離の限度1mについては、そのまま残ることになります。

次に、事前説明第7号 里塚緑ヶ丘北地区の地区計画の変更についてご説明いたします。

スクリーンの計画図をごらんください。

今回の地区計画の変更は、平成9年8月に都市計画決定した里塚緑ヶ丘北地区について、開発事業の進捗に伴い、赤い太枠の部分を拡大するものでございます。

事前説明第7号の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、地区計画の方針についてですが、拡大部分を含むことにより、位置は札幌市清田区里塚緑ヶ丘1丁目及び2丁目の一部となり、面積は3.2ha増の11.6haと変更しております。

次に、地区整備計画についてですが、拡大部分について、用途地域が第一種低層住居専用地域の部分は低層専用住宅地区として、第二種低層住居専用地域の部分は低層一般住宅A地区としており、既に決定した地区の区分と同様の考え方となっております。このことにより、整備計画の区域面積を2.8ha増の10.8ha、低層専用住宅地区の面積を2.1ha増の8.9ha、低層一般住宅A地区の面積を0.7ha増の1.9haとして、それぞれ面積を変更しております。

次に、制限の具体的内容についてご説明いたします。

簡略化したものを表にいたしましたので、スクリーンをごらんください。

内容については、垣、さくの構造の制限内容を部分的に変更する事項を除いて、平成9年に決定した整備計画の内容と変わりません。

まず、建築物の用途の制限でございますが、低層専用住宅地区にあっては、閑静で落ちつきのある住宅市街地を目指して、主に戸建て専用住宅の立地を図るほか、学習塾等の兼用住宅が立てられる内容となっております。低層一般住宅A地区にあっては、住宅のほかに小規模な専用店舗等が立地できる内容となっております。敷地面積は、良好な住環境の形成に必要な最低限の面積として、両地区とも180㎡以上、壁面の位置は、敷地の道路

に面する部分の植栽による緑化が図られるよう、両地区とも道路から1.5m以上、建築物の高さは、低層専用住宅地区にあっては日照や眺望の確保及び整然とした家並みの形成を図るため9m以下、建築物等の形態または意匠の制限は、低層専用住宅地区にあっては閑静な町並みにふさわしい景観形成が図られるよう、自己用広告物及び看板類について大きさ等の制限を定めております。垣、さくの構造としては、開放的な町並みとなるよう、また防犯上にも考慮いたしまして、両地区とも塀の高さは1.2m以下と定めております。

また、低層一般住宅A地区の拡大区域の中にポケットパーク的な小公園が含まれることになったことから、垣、さくの構造の制限の中に、低層専用住宅地区と同様に、公園内に設ける塀については、危険防止等の観点から制限をしないこととするための除外規定を設ける変更をしております。

なお、公園についても、都市計画公園の追加が予定されておりますが、東部地域内における一体の公園及び緑地として一括して事前説明第4号、第5号の中でご説明いたしたいと思っております。

以上で里塚緑ヶ丘北地区の用途地域の変更、地区計画の変更についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしく願います。

辻井会長 どうもありがとうございました。

里塚緑ヶ丘北地区用途地域の変更と地区計画の変更についての事前説明を受けました。

ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

宮本委員、どうぞ。

宮本委員 先ほどお話しした件と同じような現象がここにまた出てきております。

先ほども一緒なのですが、この地域にぽつぽつと、利便施設というのですか、例えばコンビニみたいなものが出てきたからこうするのか、あるいは、地域から大きな要望があってこの地域全体にしてくれというのか、特に住宅地域に隣接する調整区域に違法の建物がぼんぼん建ってきて、これはもう住宅に組み入れなければならないから入れるというのが過去に幾つかあるやに聞いているのです。

私は、違反を見逃しておいてというのか、そして、そういうふうになったから変えるなどというのはおかしいというふうに思うのです。特に、住宅地域の中で、住宅がいつの間にか内部改装されて、喫茶店になっていたとか、レストランになっていたとか、場合によってはラーメン屋になっていたとか、そんなものがあちこちに見えるのです。そういった閑静な地域に、営業する人はいいかもしれませんが、その隣の家などはえらい迷惑すると思うのです。閑静な住宅地域を求めて家を建てても、隣いきなりラーメン屋ができて、ちょっとした有名なラーメン屋であれば、ばんばん車で食べに来て、夜遅くまでやられている、隣の人は大変な迷惑をしているのではないかと思うのです。

ですから、僕が先ほど言ったように、将来的にこの地域はこういうふうになる可能性があるということであれば、最初の開発の段階でそういうものをきちっとしておいて、そのかわりそれ以外は一切認めない、違反については厳しく取り締まるということをするべきではないかというふうに思うものですから、あわせてもう一回質問させていただきます。

辻井会長 ありがとうございます。

道家委員、どうぞ。

道家委員 今のお話とリンクするところもあると思うのですが、実は、この地区はまさに私が生活しているところでもあったり、私たちが環境のことなどを考えていくステージでもあるのですが、一番初めに出していただいたこの地区の総合的な都市計画の図をちょっともう一度見せていただけますか。

これは1,265haですから、物すごい規模です。そして、私の家もこの中にあります。ただ、これができたのが昭和49年ですから、はるか昔です。ですから、今みたいな問題が起きて来ても余り不思議ではないのですね。そのころの生活で精いっぱい考えていた部分と、これだけ年代がたった部分とでは、やはり、約束だからここにはつくってはいけないのだよといっても、その辺を求めるニーズが周りにできてきたりとか、逆に、私の立場からいくと、この辺は湿地が多くて谷地も多いからどんどん開発して利用していくべきだと、49年ぐらいはそうだったと思うのですが、実は今そうなって残ってきているところ、特にまだ残っているところ、これから開発しようというところなどの自然環境には非常に注目が集まっていたりします。

ところが、それはコンビニなどの生活と合わなくなっているのと同じで、私たちは残してほしいのに、いや、開発する絵になっているというように、年代に応じて変わってきたものに都市計画がどうもうまく合っていないのではないかなと。それはみんなが感じているところで、その辺を私たちみたいな審議会が放っておいていいのかなというか、それはどこかで考えていく。この場所ではないにしても、働きかけをするなり、例えば、こういう地区が出てきたときに、テスト的にでも見直す何かをやってみるというようなことをぜひ積極的にと思っています。

今、左側に出ている図の中で、四角く住宅の枠がくくられているところより下を見ていただくと、「凡例」のところなどはまだ開発していない絵になっていますが、ここも行く行く開発がされることは決まっているのです。例えば、「凡例」の近くなどに非常にいい場所があったりしたときに、そこは残したい、でも、次回、都市計画で決定してしまう道路などがあって、それでは、この道路はどうするのだ、ここまでつくってしまったではないかということも考え合わせて、何か大きな計画の見直しというのが非常に求められているのではないかなと思っています。

そこで、次回の審議までに、ぜひこの周りの環境とか、そんなような情報もいただけた

らしいのではないかと思います。

ちなみに、私はこの右側の地図の場所をよく知っているのですが、文化施設とか学校施設というふうな割合も出されていますけれども、学校などはかなり予定変更して減っていて住宅地になっているところもあります。逆に、緑被率は非常に高く緑もたくさんあるところではあるのですが、49年と今のギャップが非常によくわかる地域なので、ちょっと考えていきたいなと思っています。

辻井会長 ありがとうございます。

お二方のご意見は、いずれも、やはり一貫性を持つべきではないか、あるいは将来を見通したというべきでしょうか。それと、今、道家委員がおっしゃったのは、いわゆる都市計画の見直しです。この場ではないかもしれないけれども、そのときにはそれほど大きな自然ではなかったかもしれませんが、現在は非常に重要な位置を占めるようになった、あるいは、それを見直して考えるべきではないだろうかというふうなご意見かと思います。

最初の宮本委員のご質問についてお願いします。

企画調整局計画部長 計画部長の千葉でございます。

先ほどの川北地区と今の里塚緑ヶ丘地区の開発計画に絡んでの話でございますけれども、この部分については、昭和45年の時点で既に市街化区域に編入されている区域でございます。そして、計画的に開発をしていこうということで、先ほどご説明したように、昭和49年に東部開発基本計画というものを策定して、今までずっと民間の開発行為を今まで誘導してきたということでございます。

それで、土地利用が確定していない状況の中で色を塗る必要性がございますので、当時としては8種類の用途地域でございましたけれども、その中で一番厳しい第一種住居専用地域を暫定として指定しているということでございます。開発計画に合わせながら道路等が整備されていくわけでございますので、当然、幹線道路の沿道等につきましては、そういう土地利用のニーズが出てくるわけでございますので、開発行為の土地利用計画の確定に合わせて、今回ご提案しているように用途地域の変更をしてきているということでございます。

一方、先ほどの川北地区の例でございますけれども、川北地区は平成10年の第4回見直しで特定保留区域に指定された部分でございます。そして、開発事業計画の見通しが明らかになった時点で市街化区域に編入すると。たまたま川北地区につきましては、区画整理事業で行うということでございまして、区画整理事業で行う場合には市街化区域に編入して暫定の用途地域を一番厳しい用途地域は現在では第一種低層住居専用地域でございますが、仮換地の指定時点で土地利用計画が確定するというところでございますので、その仮換地の指定に合わせて、幹線道路の沿道について先ほどご説明したような用途地域の変更を行ったということでございます。

そういうことをご理解をいただきたいと思います。

宮本委員 私が聞いているのは、そうではなくて、この第二種に変更するという事になった理由です。地元からのそういった強い要望があったことによって変更するのか、ぼつぼついろいろなものができてしまったので、そういうふうにしななければならないからしたのかということをお最初に聞いたのです。

そして、その結果、どちらの結果であっても、いずれにしても時代のニーズの変化によってほとんどの人は一種から二種になれば当然評価も上がってくるから、おれの土地を今度売ってほかに行こうかなというふうになるのかもしれませんが、そうではなくて、住宅としてここにずっと住みたいという人がいたときには逆の現象が起きるということなのです。

だから、逆に言えば、そういう可能性のあるところについては、最初から二種にしておいて、これは住宅で利用しようが、そういう形で利用しようが構いませんよというような見通しの立つところにすべきでないかというのが僕の意見なのです。

ですから、一番目の質問にもう一回答えていただきたいことと、考え方について聞きたいのです。

辻井会長 どうぞ。

企画調整局計画部長 再度ご説明いたします。

基本的には、幹線道路の沿道というのは、利便施設等のニーズというか、そういうところが高い部分でございますので、都市計画の考え方としては、戸建て専用住宅よりもある程度利便性の立地が可能な用途地域、そういったものを考えております。そして、既成市街地の中のように既に道路などが整備されている部分については、あらかじめ道路センターから40mとか50mとか路線の幅で指定して誘導してきておりますけれども、今回の川北地区あるいは今の里塚緑ヶ丘地区については、これから、今開発行為あるいは区画整理事業をしてこれから建物が建っていくという段階で、まだ建物は建っておりませんので、あらかじめそういう色を指定して、それに合うような形の建物を誘導していくというような考え方でおります。

以上でございます。

辻井会長 よろしゅうございますか。

宮本委員 はい。

辻井会長 今の説明案件につきまして、別のご質問、ご意見はございますか。

よろしゅうございますか。

事前説明第 1 号 札幌圏都市計画用途地域の変更（新川新琴似）

事前説明第 2 号 札幌圏都市計画高度地区の変更（新川新琴似）

辻井会長 それでは、先に進めさせていただきます。

事前説明の第 1 号の一部，第 2 号の新川新琴似地区について説明をお願いします。

企画調整局計画部計画調整担当課長 それでは、新川新琴似地区についてご説明いたします。

本件は、市街化調整区域において暫定的に残されている用途地域等についてこれを取り消す内容の案件でございます。

まず、当地区の位置等についてですが、スクリーンをごらんください。

都心部より北西約 7 km に位置しておりまして 地下鉄麻生駅から直線距離で 3 km 弱の距離でございます。

地区の現況であります。主要な道路として西野・屯田通，新琴似 2 条通が整備され、両方ともバス路線になっております。また、地区面積は約 9.4 ha で、現在牧草地として使用されており、既存の住宅市街地がこの地区を取り囲む状況になっております。

次に、当地区の都市計画の経緯についてご説明いたします。

スクリーンには現在の都市計画の状況を示しておりますが、当地区は、昭和 45 年に市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きの当初決定が行われた際に、一旦市街化区域に位置づけられた地区でございます。

しかし、その後、昭和 60 年の第 2 回線引き見直し時に、地権者より営農を継続する旨の強い申し出があったことから、検討の結果、当分の間、計画的な市街地整備の見込みがないものと判断して、市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きが行われたいきさつがございます。

その際、それまでの一般的な取り扱いとしては、指定済みの用途地域については、逆線引きの措置に合わせて、同時にこれを取り消すこととされていましたが、折しも、その 3 年前に、このことに関連して建設省の方から市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きに際しては、土地利用の規制の観点から当該編入に係る区域に指定されている用途地域の取り消しを行わないことができるとの内容の通達が出されていたところであります。

そこで、この趣旨を踏まえ、本ケースについては、例えば畜舎など市街化調整区域でも建築可能な施設の立地などにより周辺住環境への悪影響を未然に防止する観点から、国及び北海道とも協議の結果、用途地域を残す取り扱いとし、以後、現在まで用途地域が残されているものであります。

なお、その後、平成 3 年及び平成 10 年の線引き見直し時に、地権者に今後の意向を確

認したところ、従来どおり営農を継続するということでしたので、市街化区域編入に備える、いわゆる保留区域への位置づけは行うことなく、現在に至っております。

スクリーンをごらんください。

ただいまご説明したことを模式的に示しますと、上の方の図ですが、これは昭和45年の線引きの当初決定時の姿です。丸の中が市街化区域、丸の外が市街化調整区域でして、市街化区域には、黄色で示しておりますが、用途地域を定め、市街化調整区域には、白地の部分ですが、用途地域を定めないといういわば通常の原則的な状態でございました。その後、昭和60年に逆線引きをした姿が下の方の図になります。丸の中の一部を穴抜きの形で市街化調整区域にいわゆる逆線引きをしているのが当地区でありますけれども、通達の趣旨に基づき、その部分の用途地域を残すという運用を行ったものでございまして、以後、現在まで、黄色の状態ですが、用途地域が残されているものでございます。

前々回の審議会の中でご説明しましたように、市街化調整区域における5ha以上の開発行為については、現在は、保留区域以外でも開発審査基準に合致していれば開発許可が可能となっております。

当地区においては、このたびこの土地を相続した地権者から、今後営農を継続しないと、この手続による開発行為の計画が提示され、現在、事前協議が進められているところでございます。

このように、これまでの状況が変わって、開発へ向けた土地利用に転じる方向の中で、今回の案件であります用途地域をどのように取り扱うかについてご説明いたします。

先ほども触れましたように、当地区の現在の用途地域は、当分の間、暫定的に周辺住環境への悪影響を防止する目的で残した、いわば凍結型の用途地域でありますから、開発の具体化により所期の目的、役割は達成されることとなりますので、このたび、まず用途地域を取り消して本来的な白地の姿に戻すこととしております。

右側のスクリーンをごらんください。

一部穴抜きの形の市街化調整区域に暫定的に残していた用途地域を取り消し、すなわち黄色を白地に変更することとします。この結果、市街化区域と用途地域指定区域が一致するという通常 of 原則的な状態に戻すものでございます。

今回、用途地域の取り消しを行う区域について、スクリーンでご説明いたしますと、左のスクリーンの赤い太枠の部分になりますが、第一種低層住居専用地域7.2ha、第一種住居地域1.9ha、準住居地域1.4ha、合わせて全体で10.5haが指定されているものを取り消し、その結果は、右のスクリーンのようになるものでございます。

次に、参考として、開発計画の概要についてご説明します。

スクリーンをごらんください。

現在、開発行為の協議中で詳細はまだ確定しておりませんので、本日はあくまでも概要ということでお示しすることしかできませんが、計画人口は約500人、土地利用計画については、西野・屯田通が沿道系の土地利用、新琴似2条通が沿道系施設と住宅が共存す

る土地利用，そして，それらの後背地は戸建て住宅地としての土地利用を想定しております。

以上ご説明したことについて，今後の予定も含めて当地区に関する都市計画の流れとして要約しましたので，スクリーンをごらんください。

まず，上の部分に示しておりますように，市街化調整区域に暫定的に残されていた用途地域がありますが，これを今回の事前説明でお示ししているように取り消すものとします。これにより，矢印の先にありますように，用途地域の指定のない通常の市街化調整区域の状態になります。

今後の流れは，大きな四角の枠に示しておりますように，先ほどご説明した手稲山口地区と同様の流れとなるものでございます。すなわち，現在開発者と協議中の土地利用計画が具体的に詰められていった段階で，地区計画の案を作成し，その上で地区計画の決定を行う考えでございます。その際には，当該案について審議会にお諮りする予定でございます。

次に，あわせて，事前説明第2号の高度地区の変更についてご説明いたします。

この高度地区の都市計画につきましては，低層住宅地における日照等の確保を図るため，北側隣地への影響を考慮して，斜線による高さ制限を行う趣旨のものであります。

今回の変更内容は，先ほどご説明しましたように，当地区の用途地域を取り消すこととなりますので，あわせて，既に指定されていた高度地区についても一たんその指定を取り消すことになるものでございます。

事前説明第2号の4ページをごらんください。

第一種低層住居専用地域及びそれに南接している準住居地域に指定していた高度地区についてですが，図のとおり7.8haを取り消すものでございます。

以上が，新川新琴似地区の用途地域の変更及び高度地区の変更でございます。

最後に，まとめて用途地域の変更について計画書に沿ってご説明したいと思います。

事前説明第1号の3ページをごらんください。

第一種低層住居専用地域については，川北地区，里塚緑ヶ丘北地区，新川新琴似地区で合計約11haが減少し，第二種低層住居専用地域が約3ha増加しております。また，新川新琴似地区分として，第一種住居地域約2haと準住居地域約1haがそれぞれ減少となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

辻井会長 どうもありがとうございました。

新川新琴似地区の用途地域の変更並びに高度地区の変更についての説明でございます。

これについてのご意見がございますでしょうか。

五十嵐委員，どうぞ。

五十嵐委員 これは大変珍しい例だと思うのです。私は大学の教師なものですから、これは講義のときに役に立つと思って真剣に聞いておりました。

そこで、二、三ご質問させていただきますが、現在、第一種低層住居専用地域ということに指定されているけれども、この地域指定は凍結されているということですから、ここには今、第一種低層住居専用地域で建てられるような施設、建物等は建てられないのですね。まず、これが一つです。

それから、いわゆる資産に対する税金です。これはどなんぐあいになっているのでしょうか。普通、こういう地域指定をされているような地域と農地とでは税金の額が相当に違うわけですが、これはどうなっているのか。

また、今度、ここで審議をいただいて議決されたとなりますと、指定が解除され市街化調整区域になるまでの間の取り扱いはどういふぐあいになるか。

この3点についてちょっと伺います。逆線引きの例で非常に珍しいケースだと思います。

辻井会長 お答えくださいますか。どうぞ。

企画調整局計画部計画調整担当課長 今、調整区域の中で第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域、準住居地域も含めて存置されている状況にあります。凍結ということは、建物が建てられないという意味とちょっと違ひまして、市街化調整区域ですから、基本的には、市街化を抑制する場所なので、そこで建物が建てられません。ただ、そこで農家を営む方が、それに関連する住宅だとか、あるいは倉庫だとか、あるいは畜舎も入りますが、農産物あるいは水産物だとか、加工場だとか、自分でやるものについては建てられる場合もあります。それからまた、公共的な病院だとか、老人施設だとか、そういったものも建てられます。それは、市街化調整区域であっても建てられる場合があるわけです。

そういったものが建つことによって、将来、市街化区域に編入したときに整合性が図られなかったら困りますので、用途地域としては存置して、用途地域内の建物で建てられることはやむを得ないかなという存置の仕方でありまして、完全凍結ということではないということでご理解いただきたいと思います。

それから、資産に対する税金ということですが、建物もそうですし、土地に対する評価の面もありますけれども、通常、用途地域を存置していることは余り関係あるものではなくて、市街化区域と市街化調整区域の違いかなと。ですから、この場所でなくて、通常のほかの市街化区域と市街化調整区域の関係と同様かなというふうに思います。

五十嵐委員 でも、農業をしているのですね。農地ですよ。

企画調整局計画部計画調整担当課長　そうです。農地です。

五十嵐委員　そうすると、いわゆる住宅に使えるような土地とは相当違いますか。

企画調整局計画部計画調整担当課長　市街化調整区域の農地の扱いになっております。

辻井会長　ですから、税金は安いと考えていいのですか。

企画調整局計画部計画調整担当課長　はい。

辻井会長　ということだそうですね。

五十嵐委員　そうすると、過渡期はどうなりますか。今ここで皆さんにご審議いただいて……。

辻井会長　それは、決定までは農地という扱いではないのですか。

五十嵐委員　決定までは農地と。わかりました。

辻井会長　多くの方からご質問ございますが、伊与部委員からお願いいたします。

伊与部委員　数点、お伺いいたします。

この土地は、先ほど斉藤課長からも段々のご説明があったように、極めて変則的な土地です。市街化区域に入れてやると言ったのに、それは要らない、おれは農家を続けるのだ、だから市街化調整区域でいいのだ、原点はこういう発想です。

注

以下において、個人情報等にかかわる部分については、中略として表記しています。

..... 中 略

これは、はっきり言って、こういう具体的な技術は行政がよく知っているはずだ。そこは説明していないからわからないけれども、いずれにしても、こういう話はわかりやすいでしょう。

..... 中 略

それで、先ほど斉藤課長は暫定的に処理していますと言ってました。今まで市街化区域に入れると言っていただけでも、昭和60年でしょう。昭和60年からずっと今まで暫定的で、これからも売れるまで暫定的です。そうでしょう。

会長、これは一つ質問したいのですが、暫定的というのは、広辞苑で言うと、何年間までが暫定的なのか。これは20年近くなっていますからね。

辻井会長 余り暫定的ではないですな。

伊与部委員

中 略

そして、暫定的とは何年間をめどとしたことを言うのか、これが二つ目です。

もう一つは、一番問題なのは、右側の図、資料で言うと事前説明の1号の7ページと8ページに具体的に出ていますからわかりますが、その中の右側の の下に縦に線が入っています。そこに道路が入っています。これは公衆用道路なのです。私は公衆用道路などというのは聞いたことがないです。私道でもない、道道でもない、国道でもない、公衆用道路という指定を30年近くされているのです。

中 略

辻井会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

企画調整局計画部計画調整担当課長 後段の道路の部分はどうなるのかという話です。

実は、昭和48年には市街化区域でありましたから、住区計画道路として位置づけされております。そして、その部分が開発される場合には、その住区計画道路については確保しなければならないということで、市街化区域の一般的なルールですが、それがたまたま市街化調整区域に逆線引きになったという段階で、その住区計画道路は消えておりませんで、現在もあります。といいますのは、この地域につきましては、周辺の市街地の状況からすると、将来的にはやはり市街化区域に編入するだろう、そしてまた、札幌市としてもそれは編入させていきたいということがありまして、住区計画道路については今もそのまま残っております。

今回、開発が具体化してくる中では、当然、開発行為の申請があつて、その中で住区計画道路の確保が要求されます。多分、これから開発の中身が詰まっていく段階では、それは確保されて、開発の完了に合わせて市の方へ帰属する道路になると考えております。

ただ、公衆用道路というのは、地目としては公衆用道路なのですが、札幌市内にたくさんあります。登記の中にも地目公衆道路というのがありまして、多分、税の関係かなと思

います。一般供用されていれば税が減免あるいは非課税という問題がありまして、その関係で公衆用道路となったと。ただ、あくまでもこれは私有のものになっております。市だとかどこかのものではなくて、個人の持ち物になっているのが普通でございます。

それと、暫定的という話ですが、先ほど説明しておりますけれども、暫定的に用途地域を存置しておりますということで、その暫定という期間がどれぐらいかということにつきましては、期間的に言うと開発が起きるまでというのが期間かなというふうに思います。ただ、その暫定というのは、先ほど来から言っている、最初に第一種低層住居専用地域を指定して開発の動向によってそれを変えていくのだという話と同じような関係で、この場合も暫定的と使っていたわけです。期間のことではないと思います。よろしく申し上げます。

伊与部委員 もう一つあります。

辻井会長 現在の農地の部分ですが、それはどうなるのだろうか。これは、どうなるのだろうかといっても市の方では返事ができないだろうけれども。

企画調整局計画部計画調整担当課長 上の白いところですね。

実は、今お話ししている下の部分につきましては、昭和60年の逆線引きでもって用途地域を存置したまま市街化調整区域に編入しました。

上の白いところにつきましては、当初は市街化区域でありましたが、昭和53年の第1回目の見直しのときに、先ほど言ったような理由から逆線引きという形にしたのですけれども、そのときはまだ用途地域を残していいというようなシステムになっていなかったもので、それは用途地域を外して残したというふうな違いです。

また、開発につきましては、今のところまだその意思が確認されていなく、営農を続けていくのかなというふうに思います。

伊与部委員 今の答弁で、まず道路の問題でいきましょう。

住区計画道路、当初、これを計画して、そして今もずっととなっている。そして、開発行為を行った場合でもそれが生きていくだろうという答弁でした。

私が聞きたいのは、先ほど私が言いましたように、この道路の土地が売られているのです。こういうことはあり得るかという質問をまずしたい。住区計画道路を売買の対象物件にするなどということは、私は考えられないと思う。

すなわち、あの道路というのは、市道はほとんど寄附行為ですから、寄附行為に該当する土地を売買の取引の材料にするなどということはあるのではないのかということでは私は非常に疑問に思っているので、いま一度、ひとつ明らかにしていただきたいと思いません。

それから、最後に斉藤課長が答弁した市街化区調整区域の件ですけれども、これは、今は暫定的に処置されているわけです。そうしたら、今度、まただれかによって開発行為が申請された場合は、今後も全く同じような扱いでいく可能性があると思うのですが、その辺はいかがか、ひとつ明らかにしていただきたいと思います。

企画調整局計画部計画調整担当課長 開発者に住区計画道路を売ったという問題ですけれども、札幌市内には住区計画道路がたくさんありまして、例えば今の住区計画道路 白い部分で入っていますが、この住区計画道路は計画として上下につながってあります。そして、下も上も開発に従って住区計画道路を確保していくという手法で、開発が終わり次第、市の方に帰属になっております。

今は、中の白い部分が売買されたという問題ですが、その売買をとめるというのはなかなかできなくて、住区計画道路というのはあくまでもこうやりたいなという計画であって、現在持っている地権者にその責任を必ず負わせるものではなくて、それを買った方が開発するときに住区計画道路を確保して整備していくのが建前というか、基本になっております。ですから、どこに売ろうが構わないという言い方よりも、買われた方が今度それを開発行為に合わせて整備していくというふうになると思います。

それから、白塗りの部分で開発が起きた場合、同じようになるかということですが、用途地域に関して言えば、今説明させていただいたのは、今回の対象区域に用途地域の色を塗ってありますけれども、これを廃止したいと。そして、それを廃止して、上の白地の区域と同じようなスタートラインに立つ。これは、都市計画的には同じようなスタートの地点に立つと。例えば、上の方で開発が起きた場合にどうするかということになると、上の方で開発が起きたら、今回の案件のように、用途地域を消す手続は要らず、すぐそのままスタートできます。今回は、用途地域が存置されているために、すぐにスタートできないで、用途地域を消してスタートするということから、そういう都市計画の手続から見ると、白地の方が早くスタートが切れるのかなというふうに思います。

伊与部委員 私はわかりました。理解しました。

しかし、わからない人もいるかもしれない。これはわかりにくいです。要するに、市街化区域に入れたものが、ずっと永久にというか、開発行為が終わるまでが暫定だと。だから、逆に、今のものよりも白地の方が開発行為がやりやすいというようなくだりの答弁でした。

私はこんな議論をがんがんやってたってどうしようもありませんので、会長、私は要望しておきます。

中 略

いずれにしても、行政側に要望したいのは、宅地造成開発行為が申請された場合、今、

課長が答弁しているように、本当に住区計画道路をしっかり守って、住民が本当に今までどおり安心して通行できるような、そういう道路建設をぜひひとつ保っていただきたいということをまず要望しておきます。

同時に、物件の売買その他については、行政がけしからんとかなんとかと言うことはできないと言っていて、事実そうかもしれません。しかし、それは、勝手に金をやったりとったりするのはこっちには関係ない、どっちが損をするかわからないが、だまされた方が悪いのだというような発想です。それは論外だと思いますけれども、いずれにしても、基本的には、道路の確保、それから地域住民に対して不安を与えないような環境の整備をぜひひとつ保って行政指導をしていただきたい、そういうことを一言つけ加えて終わります。

辻井会長 ありがとうございます。

宮本委員、どうぞ。

宮本委員 伊与部委員の質問で大分わかってきたのですが、それでもまだわからないところがあるのです。私は中央区の議員ですから、正直に言って、どんどん市街化がふえてきて広がるのは反対なのです。もっと都心部の再整備をして、やはりそういうことがまち全体としてはいろいろな意味で合理的な形になると思うから、本当は反対なのです。でも、こういうふうにしたのに、何でまた白地にしてしまうのかなと、ここのところが非常に私は理解できないのです。

それと同時に、こういうふうにすることによって、また道路が、交差点のところになるでしょう。これが道路ができないとなったら、この全体はどうなるのかということなのです。何の理由があってこうするのか、その辺が理解できない。

中 略

けれども、それが、全く保証もない中で、伊与部議員が言うように、道路も確保されるかどうかわからない、それでもとの農地に戻せと、本当にわからないのです。今、そのシビアな部分に答えると言っても厳しいでしょうから、私の想像だけで終わらせておきますけれども、一旦戻して、また次のやつがありましたね。あれでちゃんともとの計画どおりになるのだという前提があるということで答えてくれるならば、私はやめようと思うのですが、それがなかったらもっともって言いたいです。

事務局（都市計画課長） 今の部分については、私が線引きとか用途を直接担当しておりますので、私の方から答えさせていただきます。

今、まさに委員がおっしゃったとおりで、ここで具体の開発計画、それも適正な市街地ができるという開発計画があつての対応です。それがなければ、調整区域のままで、ある

いは、用途地域がどうだということもいじる必要がないというふうになっているものであります。あくまで、現在は、いろいろな意味できちっとした開発をしていただいただけそうだという中での対応ですので、できれば次の機会にその辺の具体の計画案とともに今回の対応についてのご説明をさせていただきたいと思います。

それでいかがでしょうか。

宮本委員 大体、想像がつかしました。

シビアな部分ですから、これ以上言及しませんけれども、少なくともこの全体計画の中における基本的なものは将来も崩さないのだという確約がない限り、認めるわけにはいかないということによっていただければありがたいです。

事務局（都市計画課長） まさに、おっしゃるとおりでございます。

中 略

辻井会長 それでは、そういうことでお認めください。

これは非常に難しいと言いましょか、非常にまれというか 今、似たような例が結構あるのだというふうに伺いましたが、一旦調整区域に逆線引きが行われたケースは例として余り多くないというふうに考えます。また、扱いがなかなか難しい問題だと思えますけれども、さまざまなご意見いただきましたので、これを踏まえて、これは事前説明でございますから、案件のときに再度ご検討いただいた方がよろしいのではないかと思います。そういうことでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

事前説明第 3 号 札幌圏都市計画道路の変更（鉄工団地通，手稲左股通）

事前説明第 4 号 札幌圏都市計画公園の変更（手稲稲積公園）

辻井会長 次に鉄工団地通関連と手稲左股通の道路の変更及び公園の変更についてです。

企画調整局総合交通対策部長 総合交通対策部長の横山でございます。

事前説明第 3 号の都市計画道路の変更及び道路の変更に関連して、変更となる事前説明第 4 号の都市計画公園の手稲稲積公園についてご説明をいたします。

今回の変更路線は、3・5・2 1 鉄工団地通及び 3・4・5 7 手稲左股通の 2 路線でございます。

それではまず、鉄工団地通の変更につきましてご説明いたします。

お手元の事前説明資料第 3 号 札幌圏都市計画道路の変更の 1 ページ及び OHP をご覧ください。

今回の変更路線であります鉄工団地通につきましては、中央区北5条西13丁目の北5条手稲通を起点とし、手稲区前田1条1丁目の西宮の沢・新発寒通を終点とする約7.3kmの都市計画道路であります。

鉄工団地通は、昭和32年以来、順次都市計画決定がなされ、平成4年に現在の形となり、都心周辺と発寒・手稲方面を結ぶ主要な道路となっています。

終点であります前田地区周辺の状況につきましては、近年、手稲区の人口がふえていることもあり、鉄道の南側にある市道鉄道沿線が混雑しております。また、鉄道や、旧中の川及び中の川、三樽別川などの川によって地域が分断されており、特に中の川に橋がないために、地域住民が都心や手稲方面へ向かう場合、鉄道を横断するか、または大きく迂回しなければならない状況にあります。

そこで、今回の鉄工団地通の変更内容についてであります。鉄道沿線の混雑の緩和や、地域の分断解消、交通の利便性の向上を図るため、鉄工団地通の終点を西宮の沢・新発寒通から稲積中央通に変更し、約1.1km延伸するものであります。それにあわせて、平成10年の政令改正に伴い定めることとなった車線数の決定を行います。

それではまず、鉄工団地通の延伸について説明いたしますので、OHPを見ていただきたいと思えます。

右手が都心方面、左手が手稲方面であり、現在、鉄工団地通は、都心側から西宮の沢・新発寒通まで都市計画決定を行っております。

今回、延伸する箇所については、赤く表示されておりますが、稲積中央通まで約1.1kmであります。

道路の計画内容といたしましては、通常21mの幅員が必要ですが、片側がJRや河川ということもあり、土地利用が見込まれないことから、片側歩道とし、通常より4.5m狭い16.5mの幅員で計画しております。このうち、歩道については4mを確保し、高齢社会に対応した車いすと自転車が同時にすれ違えることができる幅員を確保し、植樹帯については1.5m、車道については10mの2車線とし、JRや河川側については施設帯を1m確保します。

次に、橋梁部についてであります。川の堤防が高くなっていることから、これを越えるために現道より約6mほど高くなり、それに伴い橋梁前後の道路も高くなります。そのため、周辺宅地と道路との間に高低差が生ずることとなり、現在の土地利用形態から、中の川より都心側は幅員8.5mの副道を設置し、手稲側については一般的な構造であるのり面といたしております。

また、手稲稲積公園より手稲側の稲積中央通付近については、現在のカーブがきついため、それを解消するためにカーブを緩くする線形にしております。

計画道路の延伸部については、JRや河川があり、また公園や民地への影響を少なくするように現道を最大限利用して計画を行っているため、カーブのある線形となっておりますが、今後、関係機関と協議しながら安全対策等を考慮し、安全な利用しやすい道路とし

て整備していきたいと考えております。

次に、車線数の決定であります。北5条手稲通から環状通までについては4車線で、その他は2車線で車線数を決定するものであります。

なお、変更案に係る地元説明についてでございますが、3月に関係連合町内会役員に対し説明会を行い、引き続き、権利者に説明を行っております。その出席状況は、権利者48名中36名の出席、また、在宅権利者につきましては34名中31名と9割以上の方が出席されておりました。その中で、道路の必要性について反対意見はございませんでした。

次に、今回の道路計画に伴い、手稲稲積公園の都市計画区域の一部が道路と重複することとなり、その部分については道路として都市計画決定をすることから、公園区域の変更が伴いますので、ここで公園の都市計画変更についてご説明いたします。

事前説明資料第4号 札幌圏都市計画公園の変更の1ページの項目1及びOHPをご覧ください。

手稲稲積公園は、運動公園として昭和56年から供用を開始しており、大規模なプールや野球場、テニスコートが整備され、レクリエーションの場として市民に親しまれております。

今回、道路と重複し、公園としての面積は約1,600㎡減少することとなり、計画面積は18.3haから18.1haになります。OHPで言いますと、赤い破線部分が道路として都市計画決定することとなり、園路の一部と樹木等に影響することとなります。

樹木については、歩道機能の確保や道路の植樹帯との調整を行い、支障となるもののみ移植し、その他の施設につきましては、今回の変更による影響を最小限にとどめ、現在の公園機能を確保できるように再整備を行います。

これで、鉄工団地通及び手稲稲積公園の説明を終わらせていただきます。

続きまして、手稲左股通の変更について、その内容をご説明いたします。

お手元の事前説明資料第3号 札幌圏都市計画道路の変更の1ページ及びOHPをご覧ください。

手稲左股通は、西区西町南7丁目の北5条手稲通、旧国道5号ですが、ここを起点とし、西野二股を經由して、西区福井10丁目を終点とする延長約4.4kmの幹線道路であり、昭和35年に都市計画決定され、その後、昭和48年に起点・終点が現在の形に変更され、さらに、平成12年3月に、起点から北1条・宮の沢通までの区間が2車線から4車線に拡幅変更されております。

手稲左股通は、西区の西野、平和、福井地区と西町や琴似地区を結ぶ地区間交通はもとより、清田区、豊平区、南区方面と北区方面を連絡する広域交通も担っている重要な路線であります。昭和50年代の初めより交通渋滞が続いておりました状況に加えて、平成11年2月の地下鉄東西線の宮の沢延長により、西野、平和、福井地区と地下鉄を連絡する3系統、400便の路線バスがこの道路を經由して発寒南駅に連絡することとなったことから、混雑がより一層深刻化しており、バスの定時運行を確保するためにも緊急に抜本的

な対策を講ずる必要が生じたものであります。

そこで、今回の手稲左股通の変更内容についてであります。平成12年の拡幅変更を引き続き、北1条・宮の沢通から西野・屯田通の区間約650mにつきまして、道路の交通容量を増大させるため、現行の2車線18mの幅員を4車線22mに拡幅変更を行うものでございます。

なお、この区間は、平成8年12月から、朝ラッシュ時の混雑緩和策として、18mの現在の計画幅員内で中央線を移し、都心方向に向けて2車線、郊外方向に向けて1車線の変則3車線による運用を実施している区間でございます。また、交差点部分については、交差点交通を円滑に処理するため、車道を5車線分確保し、一般部の4車線に加えて右折専用車線を付加することとしております。

この路線は、平成6年度以降、地元関係町内会及び商店街より道路拡幅に関する要望書が提出されるなど、道路拡幅に関する地元要望が非常に強い路線でございます。

最後に、変更案に係る地元説明の状況についてでございます。

平成12年6月に、関係する1連合町内会、1単位町内会の役員及び関係権利者52名を対象として説明を実施しております。さらに、単位町内会の班ごとに計画変更説明資料を配付し回覧を行っております。

以上で都市計画道路の変更案及び都市計画公園の変更案のうち手稲稲積公園の変更につきまして事前説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

辻井会長 どうもありがとうございました。

鉄工団地通関連の道路変更と手稲稲積公園、手稲左股通の道路の変更についての説明でした。

ご質問、ご意見をいただきます。

五十嵐委員、どうぞ。

五十嵐委員 私は、両案ともに適正な計画かなと思いますが、特に、私は鉄工団地のこの道路を使いまして通勤しているものですから、お伺いいたします。

本線の方はあのような定規で当然よろしいわけですが、副道のところのご説明はどのようになっているか。特に副道をつけるわけですが、ここで例えば家を動かすとか、そういうことが起きるものでしょうか。あるいは、そうではなく、現在あるし、それを使えばいいのだということになりませんか。副道のことについて少し詳しくご説明をちょうだいしたいと思います。

企画調整局総合交通対策部道路計画課長 OHPの右側の2番目を見ていただきます。これが副道がある地域の断面構成でございます。全体では25m、そのうち副道は8.

5 mでございます。その関係で、現道がここは10.5 mぐらいでございますので、10 m以上、約1丁間ぐらいが副道も含めた支障対象になる状況になってございます。

辻井委員 ご質問は、住宅や何かに影響はないのかということだと思います。

五十嵐委員 副道をつくる場合に住宅に影響を与えるか与えないかということです。

企画調整局総合交通対策部道路計画課長 基本的には、拡幅が必要だということございまして今やっております。住宅に影響はございます。

我々としたしましては、できる限り影響を少なく、JR用地を使う形で南側につくりましたけれども、いかんせん、ここは10 mしかないということと、副道をつくらざるを得ないということで、二つの道路がございまして、残念ながら全体の1宅地程度につきましては支障になるというのが現状でございます。

五十嵐委員 しかし、それは、予想としては余り異議が出ずにできるということですね。

企画調整局総合交通対策部道路計画課長 それら辺につきましては、我々ができる限り北側に振った実績も町内会あるいは地権者の方に既にご説明して、今のところ納得してもらっている状況でございます。

辻井会長 よろしゅうございますか。

五十嵐委員 わかりました。ありがとうございました。

辻井会長 どうぞ、宮本委員。

宮本委員 手稲の稲積公園ですが、ここに「プール」と書いてあるのですけれども、どのような「プール」なのでしょう。その辺のところちょっとわかりにくいので、教えてください。

辻井会長 このプールは現存するのではなかったでしょうか。これはもう既にあるのではないですか。

宮本委員 現存しているのですか。

辻井委員 これは、現存して、既に使っているのです。

宮本委員 わかりました。

辻井会長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

事前説明第4号 札幌圏都市計画公園の変更(里塚緑ヶ丘公園ほか)

事前説明第5号 札幌圏都市計画緑地の変更(東部緑地,丘珠空港緑地,栄南緑地)

辻井会長 それでは,あと二つほどございまして,東部地域関連で,公園の変更と緑地の変更についての説明をお願いします。

環境局緑化推進部長 緑化推進部でございます。

事前説明第4号 札幌圏都市計画公園の変更と第5号 札幌圏都市計画緑地の変更につきましてご説明申し上げます。

第4号案件のうち,手稲稲積公園に関しましては,先ほどの鉄工団地通の変更に関連してご説明したとおりでございます。また,川北ライラック公園の追加につきましても,事前説明第6号でご説明したとおり,川北の地区計画決定と同時に手続を進めるものであります。

里塚緑ヶ丘公園及び街区公園3カ所の追加と第5号案件の東部緑地の変更につきましては,ともに関連しておりますので,あわせてご説明させていただきます。

清田地区里塚緑ヶ丘は,都心から南東約12キロに位置し,民間主導による大規模な住宅地開発が進んでおります。当該地周辺は,札幌市東部地域開発基本計画に基づき,自然との調和を図った良好な環境のまちづくりが行われております。

今回,都市計画を定めようとする区域は,先ほど用途地域の変更及び地区計画の変更でご説明しました里塚緑ヶ丘北地区に一部重複するOHPの青色の線で囲んだ区域であります。

この区域は,一部は今年度中の完了を予定しており,残る区域も基本的な土地利用が定まっていることから,区域内に配置されている近隣公園3・3・142号里塚緑ヶ丘公園と街区公園の3カ所を追加いたします。また,当該区域は,今回変更を行う31号東部緑地の拡張区域が接しております。開発行為の進捗状況に合わせて,公園の追加と東部緑地の拡張を行うものでございます。

それでは,お手持ちの事前説明資料第4号の1ページ目をごらんください。

追加する欄の一番上に近隣公園,3・3・142号里塚緑ヶ丘公園とあります。

この公園は,札幌市住区整備基本計画に位置づけられている面積約2.3haの近隣公園でございます。本公園の南端には高圧送電線が通っておりますが,鉄塔用地は区域から除

き、高圧線の下の土地は区域に含めることで関係機関と協議が調っております。

また、整備計画いたしましては、近隣公園でございますので、近隣利用者のための多目的広場等を予定しておりますが、詳細については、今後、地元の方のご意見を伺いながら検討してまいります。

なお、高圧線の下地につきましては、安全面に十分な配慮をいたします。

街区公園につきましては、公園の利用上、利便性や利用範囲を考慮した上で、2・2・933号里塚緑ヶ丘かたらい公園、2・2・934号里塚緑ヶ丘さわやか公園、2・2・935号里塚緑ヶ丘すこやか公園の3カ所を都市計画公園としております。これらの街区公園は、本市と協議の上、関係者により施工される予定でございます。

以上が東部地域開発関連の公園の概要でございますが、引き続き、東部緑地の拡張につきまして、ご説明申し上げます。

東部緑地は、北広島市と市境にある大曲川に隣接しており、札幌市東部地域開発基本計画における緑地であるとともに、環状グリーンベルト構想の拠点緑地に位置づけられております。北は国道274号線わきの上野幌緑保全地区から、南は道央自動車道付近の三里塚緑地保全地区に至る延長3キロ、面積40haという大規模な緑地構造でございます。大曲通以北の23.7haにつきましては、隣接する宅地開発の進捗に合わせて、平成7年に計画決定しており、既存樹林地を保全するとともに、パークゴルフ場や休養施設等を整備し、昨年、事業を完成しております。

都市計画変更の概要といたしましては、事前説明資料の第5号の2ページ目、新旧対照表をごらんください。面積が23.7haから31.6haとなり、町名の変更にあわせて位置表示の変更も行います。

今回拡張するのは、大曲通から南の約7.9haで、残りの区域のほぼ半分でございます。構想全域の拡張を目指しては、一部地権者の理解が十分に得られないことから、高圧線下地を境に分割して、段階的に拡張するものでございます。

なお、残る区域につきましては、地権者の理解が得られ次第、再度、拡張の手続きを取りたいと考えております。

計画地にはミズナラ、コナラ林を主体とする豊かな樹林地が広がり、環境保全及び広域的な緑のネットワークとして大変貴重な場所であります。整備につきましては、現況樹林地の保全を主眼として、自然観察や環境教育の場となるような内容を予定しております。

続きまして、議案第5号 札幌圏都市計画緑地の変更の46号丘珠空港緑地についてご説明いたします。

スクリーンをごらんください。

本緑地は、都心から北東に約6キロ、丘珠空港の南東側に隣接する市街化調整区域に位置しております。空港拡張区域と準用河川伏籠川に挟まれた区域で、この間を都市計画道路、苗穂・丘珠通が通っております。計画面積は27.1haで、区域の大半はタマネギ栽培を中心とした農地となっており、道路沿いには農家住宅や倉庫が立ち並んでおります。

なお、空港拡張に伴い、準用河川丘珠5号川の切りかえが予定されておりますが、この河川予定地約2.4haにつきましても、一体となって緑地空間を形成する趣旨から、計画区域に含めております。

丘珠空港は、自衛隊の駐屯地であるとともに、道内の五つの空港を結ぶ民間定期便の拠点であり、また航空写真撮影などを行う小型飛行機やヘリコプターの基地として使われております。

しかし、現在、就航しているYS11型機が更新時に来ていることから、新たなプロペラ機により定期路線の存続を図るために、滑走路を南東方向に100m延長することになりました。そして、平成12年度から、国による拡張事業が始まっているところであります。

一方、空港周辺は、かつて一面の畑でしたが、昭和40年代以降の急激な人口増加により、空港の南側と西側はすぐ近くまで住宅街に変わってきております。今後も、丘珠空港が地域と共存し、本市の空の玄関として役割を果たしていくためには、空港と調和したまちづくりの推進が求められております。

こうした状況の中、平成9年に地域住民や市民団体の代表及び学識経験者から成る丘珠空港周辺まちづくり懇談会が設置されました。空港周辺の環境整備やまちづくりのあり方が幅広く検討され、その成果は提言として取りまとめられております。そして、翌平成10年には、その実現に向け、丘珠空港周辺まちづくり構想が策定され、本緑地もこの中で重点課題と位置づけられております。

左側のスクリーンをごらんください。

これは、空港周辺の土地利用状況とまちづくり構造における丘珠空港緑地の全体計画を示しております。黒い線が市街化区域の境界線でございます。赤い塗りつぶしの部分は、自衛隊駐屯地、空港ターミナルなどの空港関連施設の区域になっております。その右側の濃い青色の線で囲まれたところは、空港拡張区域を示しております。また、空港周辺で薄緑に塗りつぶしている区域は、主な公共緑地を示しております。このうち、百合が原公園とつどいむは整備済みでございます。多くの市民に利用されております。そして、画面右側の赤い線で囲まれた部分は、今回、都市計画決定する丘珠空港緑地の区域でございます。また、画面で空港の上の方と下左側の緑の点線で囲んでいる部分がございますが、これは将来の拡張構想区域を示しております。この二つを合わせた区域が丘珠空港緑地の全体像ですが、将来、構想が実現しますと、空港を囲む大きな緑地空間を形成することになります。

なお、空港の市街地側につきましては、図面で水色の線であらわしておりますように、河川整備や街路樹の植栽等で環境整備に取り組んでいるところでございます。

今回、丘珠空港緑地の全体構想の一部を先行して都市計画決定するわけでございますが、これは、国の空港拡張事業と連携して事業化を図るためでございます。空港拡張区域も当緑地も、現況は農地であり、土地所有者が重複しております。営農の点から見まして、時

期を調整して一連で用地取得を行うことが適切でありますので、全体構想のうち、まず空港南東の部分について区域を確定し、先行して手続をするものでございます。

次に、区域の設定の考えでございますが、右側のスクリーンをごらんください。

画面に黄色い破線がありますが、これは空港下の高さ制限を示すラインでございます。下の断面図とあわせてごらんいただきたいと思っております。

断面左下から右上に向かう斜めの線がございますが、これが高さ制限のラインでございます。空港に近づくほど厳しく、離れるほど緩くなります。この制限が10mを下回る区域、これは低層住居専用地域よりも高さ制限が厳しい区域になりますが、この土地利用の制約が強い区域を中心といたしまして、緑地として連担性を確保しながら空港敷地を取り囲むように区域を設定しております。下線のような明確な地形地区図を目安とするとともに、土地所有状況も考慮に入れて確定したもので、地権者の同意も得ております。

次に、整備内容ですが、左側のスクリーンをごらんください。

緑地の区域は大きく二つに分かれますが、空港寄りの区域は丘珠5号川の予定区域を含めて面積が約22.5haでございます。このうち、滑走路に近い、高さ制限が厳しい部分につきましては、現地盤よりも低く掘り込み、草地・湿地エリアとして多様な動植物の生育の場といたします。この場所につきましては、洪水対策のための雨水調整地としても活用いたします。また、この区域の外周には、築堤をつくります。植栽と相まって、騒音の低減など、緩衝機能の向上を図るとともに、築堤の一部を、夏は展望スペースとして、冬はスキーやそり遊びの場所として利用できるようにいたします。

一方、苗穂・丘珠通の東側の区域約4.6haについては、高さ制限が比較的緩くなることから、主に地域住民のレクリエーションの場として考えております。具体的には、パークゴルフ場や多目的広場等を想定しておりますが、今後の地域の意見を伺いながら施設の内容を固めてまいります。

今後のスケジュールでございますが、都市計画決定後、事業認可を受け、今年度から用地補償に入りたいと考えております。

以上が丘珠空港緑地の計画内容でございます。

最後に、47号栄南緑地についてご説明いたします。

栄南緑地は、都心から北東に約5.5km離れた東区栄地区で、地下鉄東豊線栄町駅より直線距離で約1kmの既成市街地に位置しております。周辺は住宅地で、栄南小学校に隣接しております。

本緑地は、OHPの赤色の区域で計画しており、面積は約1.2haでございます。樹木の苗圃としていたところであり、区域間半分以上は生育したヤチダモ、マツ類、プラタナスなどを主体とした一団の樹林地となっております。まとまった樹林地が非常に少ない東区において、地域のシンボルともなり、樹木の活用を図り、景観上の核として当該地域の都市環境向上に資するものでございます。

整備計画につきましては、現況の樹林地を保全するとともに、更地となっている部分に

は芝生広場や原っぱ等を設置し、環境教育の場を提供する予定であります。詳細は、今後、地元説明会を実施し、小学校や地元の方々のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上で公園緑地に関する事前説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしく申し上げます。

辻井会長 どうもありがとうございました。

東部地域関連で五つ、それから、丘珠空港、栄南で二つ、合計七つについての説明をしてもらいました。

これについて、数が非常に多いので大変ですけれども、お気づきの点などがございましたらご意見、ご質問をいただければと思います。

どうぞ、五十嵐委員。

五十嵐委員 丘珠空港緑地についてお尋ねしますが、ただいまのご説明の中にございましたが、この地区の市民の皆さんと、それからご関係の皆さんがご提言をしてくださった、それらを考慮してこのような計画を立てたとおっしゃいましたが、そのご提言と本計画との関係といたしますか、ここはこういうぐあいにして入れたのですとかということはございましょうか。ご説明の中にご提言を取り入れたというご説明がありましたので、お尋ねします。

辻井会長 ご説明いただけますか。全部でなくても、例としてこういうものを取り込んだというふうなご説明をいただければと思います。

企画調整局プロジェクト推進担当部空港調整担当課長 お答えいたします。

丘珠空港周辺のまちづくり構想につきましては、丘珠空港の滑走路延長問題を地元で説明する中で、滑走路問題はさることながら、空港が現存するというを前提に周辺地域の環境対策なり整備が必要だろうという地元住民の意見が多かったために、平成10年度に策定したものでございます。

その数回のお話し合いの中で、大きくは、空港周辺の騒音対策、風雪対策の推進、二つ目としては空港周辺の住環境の整備、三つ目として空港周辺の土地利用と交通体系の検討という三つのテーマで話し合いが行われまして、提言をまとめていただいたところでございます。

とりわけ、空港周辺の緑地の整備につきましては、基本的な重要課題だろうということでご提言を受けまして、それをもとに、今回、南東地区の都市計画決定を提案させていただいているものでございます。ほかの緑地以外の空港周辺の住環境の整備、あるいは空港周辺の土地利用と交通体系の検討ですが、周辺の住環境の整備につきましては、それぞれの

事業部門に私どもの方から働きかけまして、逐次、実現可能なところから着実に整備なりを進めているところでございます。

それから、空港周辺の土地利用と交通体系の検討は、長期的な課題もございますので、今後、継続して取り組んでまいりたい、そういうふうに考えてございます。

五十嵐委員 わかりました。

そうすると、丘珠空港緑地に対してこのような計画が立てられたらいいなとかという具体的なご提案があったわけではないと。

企画調整局プロジェクト推進担当部空港調整担当課長 先ほどの絵にございましたように、単に木を植えるだけではなくて、やはりレクリエーション的な施設を盛り込んでいただきたい、そういう意見も踏まえて今回の計画図をお示ししております。

五十嵐委員 そうですか。

大概、空港の周辺は極めて貴重な土地なものですから、どこでもそのような提言を入れてやっているように思いますが、本件についてはよくわかりました。

ありがとうございました。

辻井会長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございますか。

どうぞ、宮川委員。

宮川委員 ただいまのご説明の中で、風雪対策というようなこともあったかと思えますけれども、この地域の中に苗穂・丘珠通という道路があります。実は、このすぐ横に平行して伏古・拓北通という道路もあります。この二つの道路は平行して走っているのですが、冬場になりますと、吹雪でこの2本の道路が両方とも不通になってしまうと。私は、せめてどちらか1本だけでも風雪対策がとられれば、この奥にあります北丘珠団地にお住まいの方々は非常に助かるものというふうに思うのです。

今回の整備に当たって、苗穂・丘珠通が地域の中に入っておりますので、この苗穂・丘珠通の風雪対策という点について、あわせて考慮するということがあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

辻井会長 今の緑地の関連でそういうことが組み込まれているかどうかということです。

企画調整局プロジェクト推進担当部空港調整担当課長 この緑地の整備をまちづくり懇談会あるいはまちづくり連絡協議会で話し合う中では、委員が今おっしゃったようなこと

も大きな話として出てまいりました。当然，こういう緑地をつくって木を植えれば空港側からの強い風がそこで緩和されて，苗穂・丘珠通の風雪対策にもそれなりの機能は発揮するだろうと。そういうことで，一応，目的としては航空機騒音，地上騒音の軽減などもあるのですけれども，そういった風雪対策の目的も兼ね備えたものというふうに考えてございます。

辻井会長 どうぞ。

宮川委員 地域としては，もちろん航空機の騒音もそうなのですが，冬場の交通について重要問題になっておりますので，ぜひその点を意識したつくりをしていただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

辻井会長 私からも，宮川委員にお答えしたいと思ひます。

私もちょうどまちづくりあるいは空港周辺の緑地の問題について関与しておりまして，今おっしゃるとおり，あそこは非常に地吹雪がひどくて，時々交通途絶という問題があります。今のお話も，必ずしもこの緑地だけでということにはならないと思ひますが，並木とか，あるいは，一歩進めまして防雪林などを組み込むべきではないかというふうな意見を申し述べてございます。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 それでは，随分長くなりましたが，一通りこれで今回の事前説明を終了いたしました。

4. その他

辻井会長 ところで，もう少々お時間をいただきたいのでございますけれども，前回，前々回の審議会におきまして，皆様にご議論いただきました審議会の傍聴要領ですが，余り長く決めないでといひましょうか，おくわけにもまいりません。そろそろ決めたいと考えておりますので，もうちょっとお時間をいただきたいと思ひております。

まず，事務局から，この間の議論の経過について，これは時間も随分たっていますので，少し簡略にご説明をいただきたいと思ひます。

事務局（都市計画課長） まず，お手持ちの資料で，資料1できょうの議事次第が書いている資料がありますが，それを2枚めくっていただきます。資料4と資料5で見開きになる部分がありますが，これが傍聴要領の案でございますので，これをごらんいただき

いと思います。

左側が前回の提案のものですが、前回議論となりましたのは、この資料4の第4条の部分で、「(2) 議場において写真撮影、録画又は録音等を行わないこと。ただし、報道機関等から事前に申し出がある場合は、会議の冒頭に限り行うことができる。」という部分でございます。

これにつきまして、前回に出ましたご意見を整理させていただきますと、まず1点目としましては、この部分が他の都市より厳しい制限であって、情報公開の時代の流れに逆行しているのではないかというご意見がございました。また、これに対しまして、他都市に比べて厳しいということではなくて、撮影等は申し出ができる旨の規定ですので、許可制ではなく、進んでいるのではないかというようなご意見や、また、録音については、議事録をきちっと公開しているのだから必要ないのではないかというご意見もございました。

第2点目としましては、写真撮影等が会議の妨げになるのかどうかということについてでございます。これについては、全く気にならないという方もいる一方で、それぞれ立場は違うので受けとめ方もいろいろあるというようなご意見もございました。

大要は以上でございました。

辻井会長 こういうことですけれども、前回、前々回にご意見をいただいたものですから、私と事務局とで少し検討をさせていただきました。

そして、まず第1点目は、今説明もありましたが、他都市より厳しいのではないかとこの点につきましては、許可は不要だということにいたしましたので、これは審議の支障にならない範囲での積極的な公開につながるのではないだろうというふうに私は解釈いたします。そして、許可を云々ということになりますと、事務的な問題もありますので、早くいうと簡素化ということになるかと思えます。

しかし、できない規定にただし書きとしたことで、一見厳しいという印象を与えるかもしれませんが、私としてはそんなふうに考えました。

それから、審議中の写真撮影、それから録音について、委員の中でお一人でも不快、あるいは気になる、あるいは審議の妨げになると感じる方がいらっしゃるとするならば、やはり無視することはできないのではないだろうかと。公人、私人というふうなご意見もございまして、ここでは、例えば議員のように明らかに公人としてご出席ということもあろうかと思えます。しかし、いろいろな肩書は持っているけれども、それは個人の問題であって、私人として出席している。例えば、大学のスタッフでも大学を代表しているわけではないというふうな意味合いでは私人であろうと。したがって、自分としてはむやみに写真を撮られるのは困るという方がお一人でもいらっしゃると、それは無視することはできないのではないだろうか。

そういったことを考えまして、文案の再修正を行いました。それが資料5です。変更案でございますが、これについて事務局から説明をしてもらおうと思えます。

事務局（都市計画課長） 右側の資料5をごらんいただきます。

このうち、第4条の（2）と（4）のところに下線がついておりますが、今回、その部分を修正した形で提案させていただいております。

第4条の（2）につきまして読み上げますと、「議場において写真撮影、録画等を行う場合は、事前に申し出をし、会議の冒頭に行く。」といたしました。

なお、撮影や録画については、やはり会議の冒頭でお願いしますということでございます。

また、録音につきましては、議事録を公開しておりますので、その必要は余りないのではないかというふうに考えられます。とはいえ、録音まで冒頭でということにはなりませんので、そこで、次の（4）の部分に下線の部分を追加し、対応させていただくことを考えました。

読み上げますと、「傍聴中は議長の指示に従うとともに、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない。」と。この文面を追加することで、例えば、傍聴者の録音行為が委員の皆様にご不快を与えるようなことが想定されましたら、趣旨を説明した上でご遠慮願うということで対応を考えているものでございます。

あとは、全体として文書の語尾を若干マイルドに整えさせていただきました。

以上でございます。

辻井会長 そこで、ご意見を承りたいのですが、私としましては、実質的には 例えばここで言うところの写真撮影にしても、それから録音にしても、現在、機器が極めてすぐれたものになっておりまして、いわゆるデジタルカメラなどになりますと、シャッター音は全く聞こえないというふうなものにもなってきています。それから、録音機器も、例えばポケットに入る、あるいは胸に差すペンのようなタイプのものになりますと、やっているのかやっていないのか全くわからない。つまり、とられていても別にわからないということもあるわけです。そういうものまで持っているか持っていないかということをチェックすることはほとんど不可能に近いですから、逆に申しますと、実質的には、録音しようが、しまいが、我々にはわからないというふうなことにもなっておりまいます。

ただし、公然というのでしょうか、これみよがしに録音機を表に出すとかシャッター音を響かせるということになると、これはやはり気になることは事実です。そういったことについては、どうも差し控えてもらった方が我々としては気にならないで済む、こういうような意味合いで私は申し上げております。

ちょっとつけ加えさせていただきました。

そこで、こんなふうにかなり緩やかにしたつもりではいるのですが、再度、ご意見を承りたい、こう思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

和泉田委員、どうぞ。

和泉田委員 変更前の資料4の中で第4条の(2)のただし書きで、報道機関等の云々という文言が前にあったわけですが、新しい案にはそれがなくなってしまいました。

辻井会長 それをとってしまいました。

和泉田委員 といいますと、きょうは来ておられるかどうかわかりませんが、もし報道関係者が写真を撮りたいという場合には、(2)に該当して、事前に申し出るという形で対応されるのですか。

辻井会長 つまり、報道機関以外でも構わないと。

和泉田委員 報道機関でも事前にですね。

辻井会長 もちろんそうです。前には、報道機関しか撮ってはいけないと受け取れるような形で出していたと思いますが、全部含めてということに広げたわけです。

和泉田委員 報道機関から事前に申し出があった場合には、あるいはそれ以外の方から申し出があった場合には、こういう形で申し出があったということは、この会議の前か最初にご紹介があるわけですか。

辻井会長 会議の冒頭に行います。

事務局(都市計画課長) お知らせしてから撮影をしていただいて、それでおさめていただくということになります。

和泉田委員 わかりました。

辻井会長 宮川委員、ご意見がございましたら、どうぞ。

宮川委員 見せていただきましたし、事前に大分相談もさせていただきました。

私は少しでも緩やかにというふうに考えていたものですから、少なくとも資料4の前回提案の第4条の(2)の「写真撮影、録画又は録音等を行わないこと。」というところも変わっておりますし、今回の会長からのご提案で、私は十分わかっていたかと理解するところであります。

なお、今後も、時代はだんだん公開へと向かっていきますし、審議の内容について、私

は審議の中身を質的に高めるものは、公開の度合いを高めることによって審議の質も高まるものというふうにも思っております。そういう点から、機会があれば、今後、時代の流れに応じてより公開の方向で考えていただけるということもお願いをしておきたいと思えます。

以上であります。

辻井会長 ありがとうございます。

今のご意見は、私もそのとおりに考えておまして、できるだけ自由な議論が行われるということが必要だろうと思えます。

ですから、必要に応じていいまいしょうか、これから、宮川委員がおっしゃったような見直しをしていって、より緩やかな形、より実質的公開につながるような方向に持っていくということでご理解をいただければありがたいと思えます。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

永井委員 この間発言してしまったから、責任上、申し上げます。

よくよく考えましたら、議員の先生と私とは、やっぱり自分の立場、立場で考えているのだなと思ったのです。

それから、私は、原則、自分としてはすべて何事も公開されていいとは思っているのです。ただ、そんなにシビアな問題は出てきていないのですけれども、利害が非常に何かあるような、でも、まとめないうちに市がここに提案なすることはないのでしょうけれども、何かあったときに、良識というか、常識というか 普通の状態だったら何があってもいいように私は思います。でも、何かのときにプライバシーに触れるように写真を撮られたり何かするのは嫌だなと、瞬間的に、私自身は今までの自分の経験から思ってしまった。

やはり、議員の先生はお気の毒だな、もっと緩やかにして、ここで活躍している姿を選挙民に知らせたいのではないかなと、あの後に反省いたしました。

ただ、うんと緩やかになさっていると、何か常識外れなことをするちょっと変わった報道機関というかマスコミ、そういう業界の人があらわれたときに、会長は仕切るのが大変かなと思いました。

私も、前のことは、個人の人生体験から、嫌だ、私は写真を撮られたくないというふうにすぐに思ってしまったのですが、よくよく考えると、原則としては、何をどういうふうにして、だって、どんな私人であろうと、公人であろうと、口から出たことに責任を持たなければならないのですから、そのことに関してはどのように自由になっても構わないと。

ただ、非常識な使われ方とか、個人攻撃、集中攻撃的な形で使われるようなことが、事柄によっては起きるようなことになったときに嫌だなというふう思うだけです。

そうすると、会長が仕切るのとか、市の方がご苦労なさるかなと。けれども、その前に住民の方からも意見を聞いていらっしゃるから、余り変な状況で提案されることがなければ……。

辻井会長 あり得ないことではないと思います。今おっしゃるようなことはゼロではないにしてもですね。

永井委員 この訂正の中で、「冒頭に」というふうに書かれると、やはり、自分がいかに市民のために働いているのかということアピールなされたい方にとっては冒頭だったらつまらないかなとか思ってしまうのですけれども、先生、よろしいのですか。

辻井会長 ご了解をいただいたようでございますよ。

それから、今お話が出ました特別な利害関係が出てくるようなことで傍聴ということになると、これはちょっと問題かなということが出た場合には、これは、当然、最初に皆様とご相談した上で、その段階で、今回は特別な問題なのだということで、傍聴要領によらずに非公開にするという場合もある得るのではないかと思います。これは皆様とご相談して、その時々で決定すればよろしいのではないかと思います。そういう含みを持ってということでご了解いただけるでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

辻井会長 ありがとうございます。

それでは、この変更案で定めさせていただいて、次回から運用すると。そして、見直しを含めてということでお考えおきいただくということにいたしたいと存じます。

それでは、本日は予定の議事をすべて終了いたしました。

大変長い間、ありがとうございました。

ほかに何か事務局からありましたら、お願いします。

事務局(都市計画課長) 最後に連絡でございますが、今年度の予定につきましては、今の資料の最後でございますけれども、資料6に年間の予定表がございます。

次回は、7月12日の木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の特に事前説明の案件につきましては、予定どおり手続が進みますと、次回の7月もしくは9月の札幌市都市計画審議会において審議することとなりますので、よろしく願いいたします。

5. 閉 会

事務局(都市計画課長) 本日は大変長い時間、ありがとうございました。

辻井会長 どうもありがとうございました。
終了いたします。

以 上

第6回札幌市都市計画審議会出席者

委員（18名出席）

五十嵐 日出夫	北海学園大学工学部教授
池田 聰子	札幌医療大学医学部助教授
和泉田 正宏	市民
伊与部 敏雄	札幌市議会議員
逢坂 禎	北海道建設部長（五十嵐課長代理出席）
岡田 淳子	北海道東海大学国際文化学部教授
佐々木 義之	札幌商工会議所理事
曾野 和明	帝塚山大学法政策学部教授
辻井 達一	北星学園大学社会福祉学部教授
常見 寿夫	札幌市議会議員
道家 暁子	市民
永井 信	元北海道生活福祉部長
中俣 進	北海道警察本部交通部長（大倉統括官代理出席）
中村 興一	北海道開発局開発監理部次長（桑島開発企画官代理出席）
原口 伸一	札幌市議会議員
福土 勝	札幌市議会議員
宮川 潤	札幌市議会議員
宮本 吉人	札幌市議会議員